

コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の支援事業について 「ARTS for the future!事業」を中心とした説明会

令和3年 4月28日

文化庁・経済産業省主催



1 . 挨拶

文化庁長官 都倉 俊一

経済産業省審議官（商務情報政策局担当）三浦 章豪

2 . J-LODlive2 について

経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課長 高木 美香

3 . ARTS for the future! ほか関係施策について

文化庁参事官（芸術文化担当）梶山 正司

4 . 質疑応答



【令和2年度三次補正予算 コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金】

(1) 公演の開催費用等 (2) 延期・中止した公演等のキャンセル費用等 を 引き続き支援します

(1) 公演の開催費用等の支援

国内におけるポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する公演及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施を支援

対象分野	音楽、演劇等（文化芸術基本法第8条ないし第11条に定める文化芸術分野）のうち公演を実施する分野
申請者	公演の主催者となる法人
補助率（補助上限額）	1 / 2（3,000万円 / 1件）
補助対象経費	① 公演の実施に関する費用 ② PR動画の制作・配信に関する費用

(2) 延期・中止した公演等のキャンセル費用等の支援

開催予定であった公演等を延期・中止した主催事業者に対して、当該公演等のキャンセル費用及び関連映像を活用した動画の制作・配信の実施を支援

対象分野	公演、展示会、遊園地・テーマパーク
申請者	公演、展示会、遊園地等の運営・主催法人
補助率（補助上限額）	10 / 10（2,500万円 / 1件）
補助対象経費	① 延期・中止した公演や展示会、休園した遊園地等に関するキャンセル費用 ② PR動画の制作・配信に関する費用

4月7日（水）申請受付開始

＜お問合せ先＞

事務局：特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）

電話番号：0120-68-7322 HP（1）<https://j-lodlive2.jp>、（2）<https://cancel.j-lodlive2.jp>

（1）及び（2）の公演分野：経済産業省コンテンツ産業課：media-contents@meti.go.jp

（2）の展示会分野：経済産業省クールジャパン政策課：exhibitor_cancel@meti.go.jp

（2）の遊園地・テーマパーク分野：経済産業省クールジャパン政策課：amusementpark_cancel@meti.go.jp

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）



補助金ご利用の手引き
補助金公募要項

Version2(2021.4.7)

本書の内容は予告なく変更される事があります

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければならないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載してあります。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

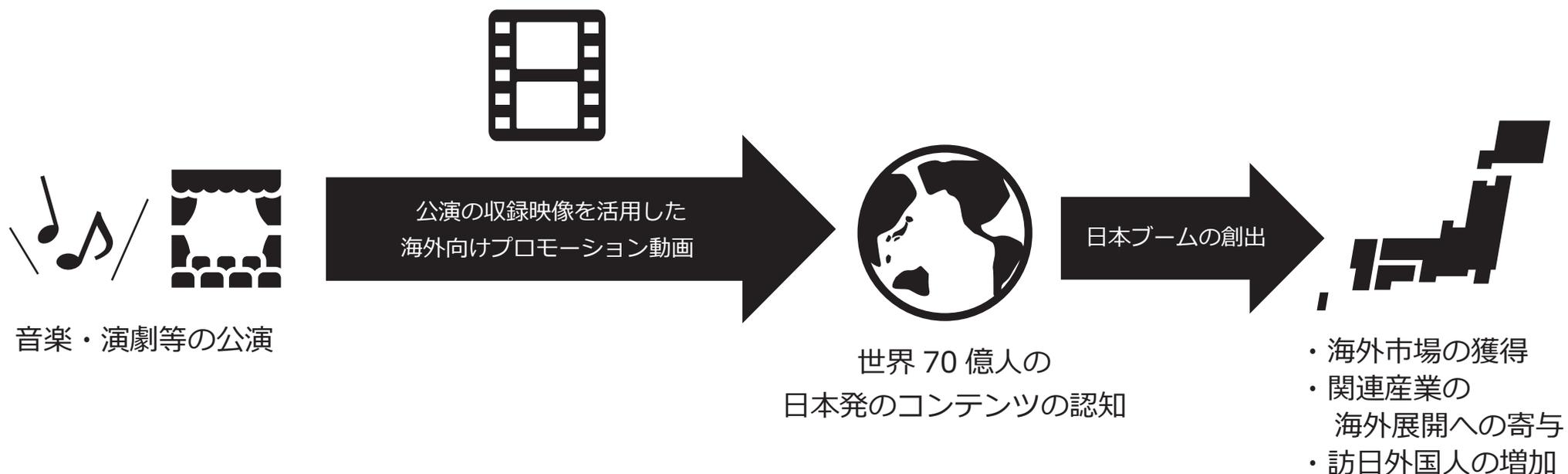
02	はじめに
03	用語集
04	実施期間
05	応募期間
06	申請期間
07	対象事業
15	制度説明 申請可能件数
19	補助率・補助上限額
20	補助額の調整
21	補助対象経費
29	交付額事後調整
30	事業の流れ
32	応募資格・事業者登録
37	申請
39	申請書類
49	手続関連 審査
50	採択・交付決定
51	採択・交付決定後の申請取下げ
52	採択・交付決定後の事故報告
53	事業変更
56	実績報告～確定検査
57	実績報告
65	確定検査
66	注意事項

02 はじめに

この補助金の目的

この補助金は、令和2年度3次補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を活用し、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

国内外の新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条に定める文化芸術分野をいう。）の国内におけるポストコロナを見据えた収益基盤の強化に資する公演及び当該公演を収録した動画の全部又は一部の海外向けのデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業者に対して、補助金を交付することにより、日本発のコンテンツ等の海外展開を促進し、「日本ブーム創出」を通じた「関連産業の海外展開の拡大」及び「訪日外国人等の促進」につなげることを目的としています。



本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(三次補正)」を事業者に間接的に補助するものです。当補助金の名称を「J-LODlive2」としたため、1次補正の名称を便宜上「J-LODlive1」とすることで区別します。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」といい、本書においては、「事業者」と呼びます。

事務局

経済産業省より「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

外部審査委員会

事務局から独立した組織として、4名以上10名未満の有識者により構成されている審査委員会です。応募された事業について、採択等審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。したがって応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。**！ 対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。**

補助率

本補助金では「補助対象経費の2分の1(上限3,000万円)」を補助します。

応募

本補助金を利用したい申請者が必要書類を整えて提出することをいいます。WEB上で応募ができる申請システムではエントリーとも呼びます。原則、隔週金曜日に締切ります。

採択・不採択

申請された事業は、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また、採択にあたり条件が付されることもあります。隔週金曜日に締切り、締切りから2週間後の金曜日までに審査結果を通知します。

交付申請・交付決定

採択された事業者に対し、事務局が交付決定通知書を発行します。同通知書の日付が交付決定日となります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、公演日から120日以内とします。

！ 事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といえます。

計画変更

事情により事業計画に変更が生じる場合は、速やかに事務局担当者に報告してください。必要な手続案内します。

！ 事務局に連絡しないまま事業内容が変更されると、補助金を交付できなくなるおそれがあります。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し、採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。事業で発生した成果物や、請求書・支払証明等の証憑類は、この時にチェックします。検査の結果に基づき、補助金の支払額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長20日、最短10日でお支払いします。(毎月10日、20日、30日に締め切り、それぞれ20日、30日、翌10日に振込みます)

04 実施期間

この補助金事業の実施期間

この補助金事業の実施期間は、2021年4月7日より2022年3月31日までとなっています。

補助金の応募期限、事業完了期限、補助金の支払い期限は、それぞれ下記のとおり設定されていますのでご注意ください。

申請の対象となる公演実施日は定期的に更新して行く予定です。

詳細は6頁をご参照ください。

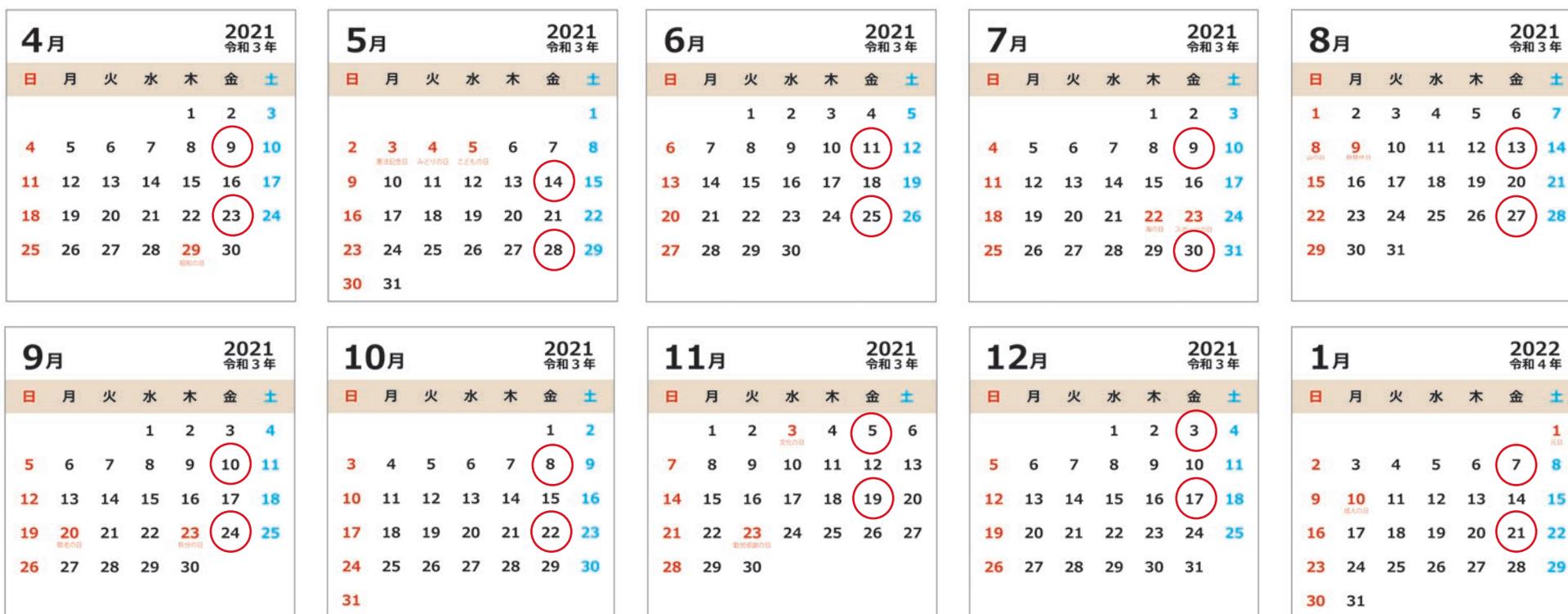




原則、隔週金曜日に応募を締切ります。

※2021年4月23日の次の締切日は、2021年5月14日となります。
 2021年7月9日の次の締切日は、2021年7月30日となります。
 2021年12月17日の次の締切日は、2022年1月7日となります。

○印・・・締切日です。



原則、締切から2週間後の金曜日までに採否を連絡します。

※2021年4月23日締切り分については、2021年5月14日までに採否を連絡します。
 2021年7月9日締切り分については、2021年7月30日までに採否を連絡します。
 2021年12月17日締切り分については、2022年1月7日までに採否を連絡します。

06 申請期間

この補助金事業の申請期間

- 申請可能な公演日と申請受付日は右記の表のとおりとなっており、1か月ごとに定期的に更新されます。

例：2021年9月20日の公演を申請する場合
→2021年4月10日以降に申請可能

- 期限前であっても、補助金の予算がなくなり次第、終了します。
なお、J-LODlive2のウェブサイトにて、順次予算消化率を更新しています。

申請可能な公演日	申請受付日
2021年8月31日までの公演	2021年3月13日以降
2021年9月30日までの公演	2021年4月10日以降
2021年10月31日までの公演	2021年5月15日以降
2021年11月30日までの公演	2021年6月12日以降
2021年12月31日までの公演	2021年7月10日以降
2022年1月31日までの公演	2021年8月7日以降
2022年2月28日までに 事業完了する公演	2021年9月4日以降



日本発のコンテンツの海外展開の促進というこの補助金事業の目的に沿い、公演の主催者が、国内で収益基盤の強化に資する日本発のコンテンツの公演を実施し（①）、その収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信する（②）事業が対象です。具体的な要件等は次頁以降をご確認ください。

※交付決定日以降に実施する事業が対象です。

※法令または公序良俗に反する事業は対象になりません。

※公演実施時点における新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針・要請等および業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に反しない事業に限ります。



08 対象事業（①「公演の主催者」について）

① 「公演の主催者※1が、国内で収益基盤の強化に資する※2 日本発のコンテンツの公演※3を実施」について

※1 「公演の主催者」について

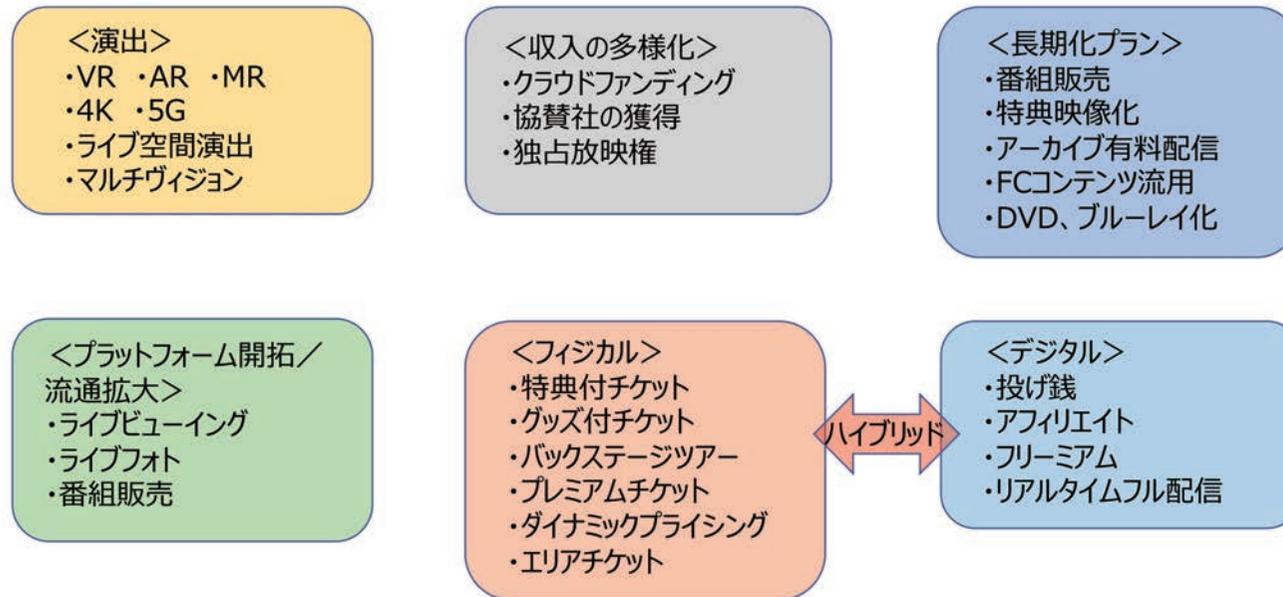
- 主催者とはチケット券面上の主催者ではなく、主要な費用を負担し、当該公演のリスクを負っている法人をいいます。
- なお、共同出資（製作委員会を含む）の場合には、本補助金の申請者となる主催者について、出資者全員の合意が必要です。（様式あり。45頁参照。）
- また、延期・中止した公演の主催者と異なる者であっても、主催者の子会社や関連会社（または親会社）、主催者である個人が代表を務める法人、申請者の海外現地法人は申請可能です。
- 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、2020年2月1日から2022年1月31日までに予定していた国内外の日本発のコンテンツの公演を延期・中止した主催者に限ります。
※なお、本事業への申請可能件数については、15～18頁をご確認ください。

※法人とは、具体的には以下のとおりです。

- （1）日本の法令に基づき設立された法人（非営利法人を含む）
- （2）地方自治法で定められた地方公共団体

※ 2 「収益基盤の強化に資する」について

公演の実施にあたって、当該公演の収益に直接的な影響を及ぼす方法でコンテンツの付加価値を向上させるための取組みを行うこと



※収益基盤強化策の実施にあたって、その費用が対象費用となるかは別途留意願います。

※申請システム上において、実施予定の収益基盤の強化に資する取組について、全てチェックしてください。
 なお、収入増に繋がる取組を実施する場合は、収支計画書及び収支報告書の収入欄に、その旨記載してください。
 また、実施予定として申請した取組を行っていないことが判明した場合は、補助金を返還していただく場合があります。



10 対象事業（①「日本発のコンテンツの公演」について）

※3 「日本発のコンテンツの公演」について

- 日本発とは、以下の(1)または(2)に該当するものをいいます。
 - (1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ（例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作詞・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行っている）
 - (2) 日本国民がその実演に主体的に関与しているコンテンツ（例えば、主役、演出家または舞台監督、制作監督、プロデューサーもしくはステージマネージャーまたはこれらに準ずる者が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民）

ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるわけではなく、公演の広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」該当性が判断されます。
- コンテンツの公演とは、コンテンツ全般（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条に定める文化芸術分野）のうち、公演を実施する予定であった分野を対象としています。



- 有料の通常公演のほか、以下の公演も対象になります。
 - ✓ リアルタイムフル配信による無観客の公演（遠隔の複数スタジオをオンラインで同時接続するリアルタイム公演も含む）
 - ※事前収録した映像を生配信の一部もしくは全部に活用することも可能です。
その場合、交付決定日以降に収録を行ってください。
交付決定日前に収録を行っていた場合は、交付決定日前に発生した収録費用は補助対象外です。
 - ※過去にDVD、配信、テレビ放映等で使用した映像制作費は、本公演の制作費には該当しないため、補助対象外です。
 - ✓ 鑑賞料（入場料や視聴料）が無料の公演
 - ※ 延期・中止した公演と必ずしも同一内容である必要はありません
- 例えば、以下の公演は対象外です。
 - ✓ 商業施設等への集客を目的とする公演
 - ✓ 企業・団体の社員・職員の福利厚生を目的とする公演 等



12 対象事業（②PR 動画の発信）

②「収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信」について

●以下の要領にしたがって、プロモーション動画を作成・配信してください。

●内容

- ✓動画は、コンテンツの内容をプロモーションするという観点から、実演（例えば、音楽公演であればMCやトーク等ではなく、演奏・歌唱）に関する動画であること。
- ✓実施した公演の収録映像の占める割合が、動画全体の過半数である必要があります。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外的に認められることがあります（様式あり。48頁参照）。
※その場合も、収録映像を一切使用しない動画は認められません。

●本数

- ✓1申請につき1本以上（上限なし）制作・配信することが原則です。ただし、海外展開のための効果的なプロモーションを実施する観点から、以下の場合はこの限りではありません。
 - （1）同一演目の公演を同じ会場で複数回実施した場合：
 - ・特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、各申請について動画を制作・配信したとみなします。
 - （2）同一演目の公演を複数の会場で実施した場合：
 - ・複数の会場の公演の収録映像を組み合わせた動画または特定の回の公演の収録映像を使用した動画の制作・配信をもって、各申請について動画を制作・配信したとみなします。

●動画の長さ

- ✓最低5分以上（上限なし）とします。なお、その他に動画を制作・配信する場合には、その長短は問いません。
※収録映像が一切使われていない動画は認められません。

●配信方法・期間（※本補助金を利用して制作された全てのプロモーション動画が対象）

- ✓展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体（会員登録が必要な場合も含む）で配信してください。
- ✓動画の配信期間は、配信日から1年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります（様式あり。47頁参照）。
※その場合も、一切配信しないことは認められません。

- 掲出情報（※本補助金を利用して制作された全てのプロモーション動画が対象）
 - ✓ ロゴマーク（※）および公演名・日時・場所の情報は、展開先の国・地域の公用語（ワールドワイドの場合は英語のみでも可）で表記する必要があります。ただし、海外展開のためのプロモーションの観点から有効である場合には、日本語の併記も可能です。
 - なお、同一演目の公演を複数回実施した場合には、各回の日時・場所をすべて掲出してください。
 - ※ロゴマークのデータのパッケージと利用マニュアルは交付決定後に補助金システムよりダウンロードできます。
 - ✓ 出演者のプロフィール、あらすじなどの掲出も可能です。なお、コンテンツの分野によってはコンテンツの内容を伝える字幕の掲出も推奨されます。
 - ✓ 動画内における各情報の掲出方法（秒数、サイズ、位置等）は問いません。

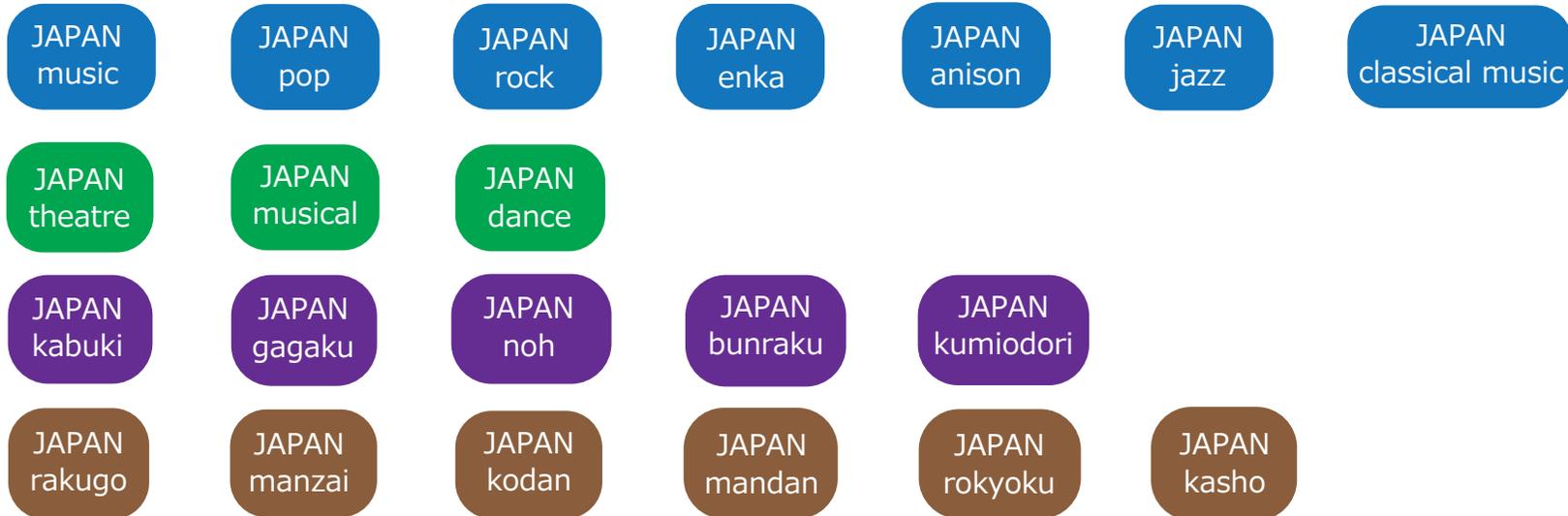
ロゴマーク概要	掲出ルール	
<p>補助金を受けて制作・配信する動画の最後に本ロゴマークを「止め画」として掲出ください。ただし、掲載媒体・配信媒体のルール等により、困難な場合は、可能な限り後ろの位置に掲出してください。</p>  <p>JAPAN content</p> <p>この部分はコンテンツのジャンルにより事務局が指定する選択肢の中で選択が可能です</p>	<p>掲出位置</p> <p>原則として動画の最後に掲出してください。</p> <p><基本形></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">本編</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">エンドクレジット</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; border: 2px solid red;">  </div> </div> <p>掲出時間(赤枠部分) 推奨3秒 最短1秒</p>	
	<p>カラーバリエーション</p> <p>3パターンいずれかとなります</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>基本形 (白地に黒)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>着彩形 (白地に赤)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>反転形 (黒地に白)</p>  </div> </div>	

14 対象事業（②PR 動画 掲出情報）

- 共通

Japan Content

- Japan Content ではなく個別の分野の名称を表記する場合は、下記のいずれかを使用してください。



※すべて専用のフォントを用意していますので、交付決定後に補助金システムよりダウンロードしてください。



- **新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2020年2月1日から2022年1月31日までに予定していた国内外の延期・中止した公演1件に対して、1件の申請が可能です。**

例1：主催者として2020年2月1日から2022年1月31日までに延期・中止した公演数が10件の場合、10件まで申請が可能

例2：同日に昼・夜2公演実施する場合、2件の申請が必要

- ※ **ただし、J-LODlive 1事業（令和2年度1次補正）への申請資格として使用した延期・中止公演を本事業への申請資格として重複して申請することは認められません。**
- ※ **令和2年度3次補正予算「ARTS for the future」との重複支援を避けるため、公演の内容、出演者、スタッフが異なる場合等、総合的に判断した結果、異なる公演と審査された場合を除き、同一公演等に対して両事業から支援を受けることはできません。**
- ※ **また、会場の収容人数が3,000人未満の延期・中止公演を申請資格として、会場の収容人数が3,000人以上の公演を実施する申請は認められません。**
- ※ **なお、無観客公演については、3,000人未満の延期・中止公演を申請資格として、収容人数3,000人以上の会場で実施することを認めます。**

	申請する公演	
	3,000人以上	3,000人未満
延期・中止した公演 3,000人以上	○	○
延期・中止した公演 3,000人未満	×	○



16 申請可能件数

●申請資格となる延期・中止公演がなくなった場合は、J-LODlive 1 及び本事業（J-LODlive2）において申請資格として採択（様式3「補助金交付申請取下げ書」、様式5「間接補助事業事故報告書」を提出した案件を除く）された、2020年2月1日から2021年1月31日までに予定していた延期・中止公演の総数に20%を乗じた件数を上限に、新たに申請が可能です。（様式あり。次頁参照。）

※なお、3,000人以上の会場と3,000人未満の会場では、取扱いを別にする必要がある関係上、例えば3,000人以上の会場での公演を実施するための申請資格がなくなった場合、3,000人未満の会場での公演を実施するための申請資格が残っていても、事業者からの申告に基づき、追加申請を可能とします。

※また、新規申請可能件数が1未満の場合は1件、1以上の場合は四捨五入で算出します。

例) 下記①と②の延期・中止公演を申請資格として、J-LODlive 1 及び本事業（J-LODlive2）で採択された、3,000人以上の会場で実施予定であった延期・中止公演数（※）が50件であった場合、新たに10件まで申請可能です。
 ※2020年2月1日から2021年1月31日までに予定していた国内外の延期・中止公演数のうち、J-LODlive1 及び J-LODlive2 において、申請資格として採択されているもの

3,000人以上の会場で実施予定であった国内外の延期・中止公演数		新規申請 可能件数
①J-LODlive 1 で採択された 延期・中止公演数	②J-LODlive2 で採択された 延期・中止公演数	(①+②) ×20%
15 件	35 件	10 件
		21

※申請資格となる延期・中止した公演がなくなり、当該延期・中止公演の総数に20%を乗じた件数を応募する場合は、「採択案件確認リスト」の提出が必要になります。

なお、「採択案件確認リスト」の提出を元に申請出来るのは、原則、2020年2月1日から2021年1月31日の予定していた申請資格となる延期・中止公演の申請資格をすべて使い終わってからになります。

<記入例>

採択案件確認リスト

申請事業番号：株式会社〇〇〇〇

【申請→採択された公演】
注意：(様式3)(様式5)を提出受領された案件を除く

3,000人未満の会場の案件番号		3,000以上の会場の案件番号	
1	L100001	1	L100021
2	L100002	2	L100022
3	L100003	3	L100023
4	L100004	4	L100024
5	L100005	5	L100025
6	L100006	6	L100026
7	L100007	7	L100027
8	L100008	8	L100028
9	L100009	9	L100029
10	L100010	10	L100030
11	L100011	11	L100031
12	L100012	12	L100032
13	L100013	13	L100033
14	L100014	14	L100034
15	L100015	15	L100035
16	L100016	16	
17	L100017	17	
18	L100018	18	
19	L100019	19	
20	L100020	20	
21		21	
22		22	
23		23	
24		24	
25		25	
26		26	
27		27	
28		28	
29		29	
30		30	
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
合計数	20	合計数	15

3000人未満の20%	3000人以上の20%
4	3

■3,000人未満の今回の申請回数 ■3,000以上の今回の申請回数

	2/3
--	-----

※複数回の申請権利がある場合は、何回目の申請であるのか、わかるように記載して下さい
(例) 1/5,2/5,3/5...、や1回目、2回目、3回目、など

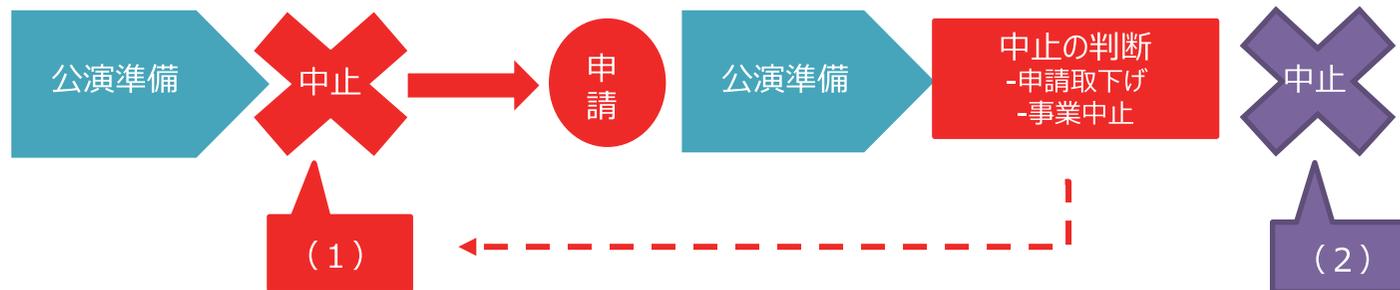
18 申請可能件数

※交付決定後に申請に係る公演が延期・中止となった場合

(1) 当該申請に係る延期・中止した公演 1 件に対して、再度 1 件の申請が可能です。

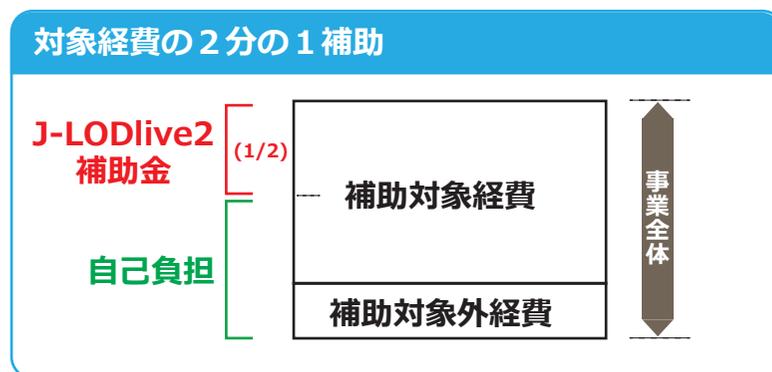
(2) 新たに延期・中止した公演 1 件に対して、申請可能件数が 1 件生じます。

※ただし、新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針・要請等により中止・延期を余儀なくされた場合に限りです。



1. 補助率

対象経費（実際に要した経費）の2分の1です。



2. 補助上限額

補助金上限額は、1件あたり3,000万円です。

※下限はなく、少額の案件についても対象となります。

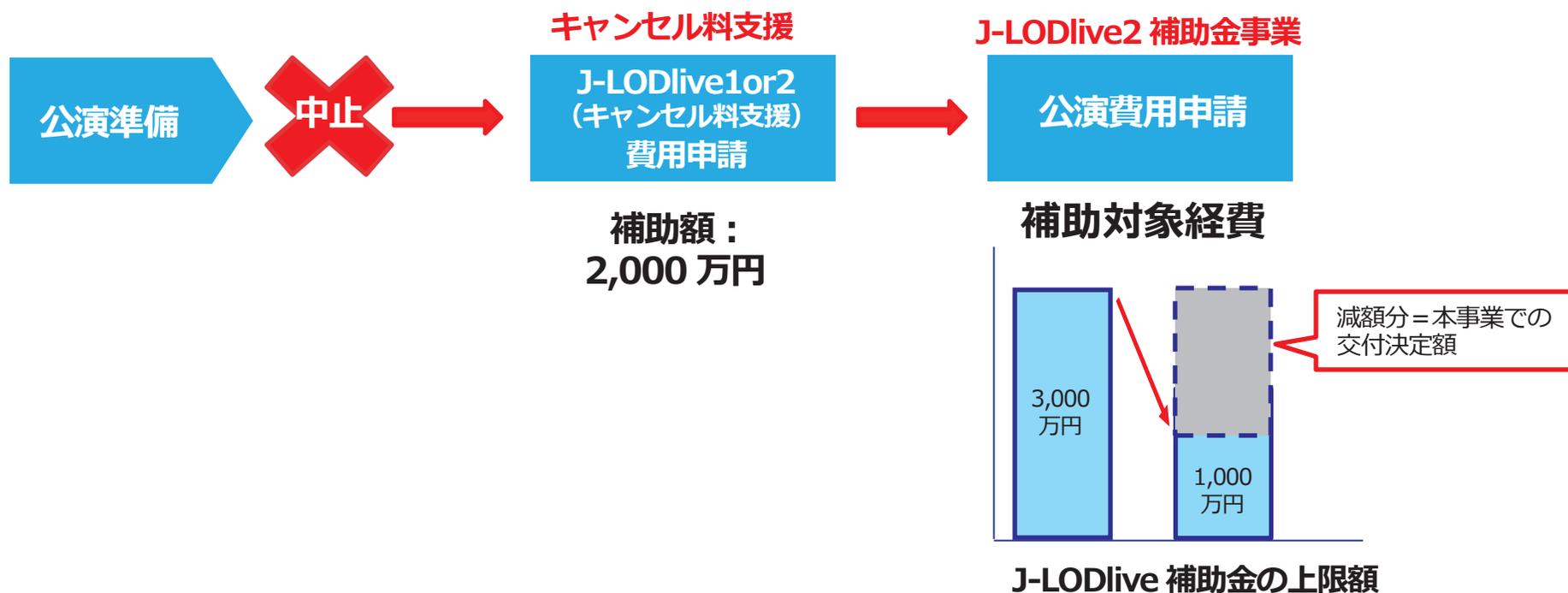
※次頁もご確認ください。

20 補助額の調整

- キャンセル料支援事業（J-LODlive1 および J-LODlive2）で採択され、キャンセル料相当分の補助金を受け取った延期・中止公演を申請資格として本補助金（J-LODlive2）事業に申請した場合の、本補助金（J-LODlive2）事業の補助金上限額は、3,000 万円からキャンセル料支援事業で受け取った補助金額を差し引いた額となります。

（例）キャンセル料支援事業で支払われた補助額が 2,000 万円の場合、J-LODlive 2 の上限は 1,000 万円

※延期・中止公演を申請資格として、J-LODlive2（キャンセル料支援）よりも先に J-LODlive 2 補助金に申請をした場合、キャンセル料支援事業と J-LODlive 2 補助金事業の交付決定額の合算値が上限 3,000 万円以内となるよう支払額の調整を行います。



①「国内で今後、日本発のコンテンツの公演を実施」する事業の補助対象となる経費

公演の実施に関する費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

<制作関係費>

- ✓ 演出関係費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 舞台制作費
- ✓ 舞台スタッフ費
- ✓ 運搬費
- ✓ 交通費・宿泊費
- ✓ 保険料（当該公演に係るものに限る）
- ✓ 公演広告・宣伝費（媒体費・制作費いずれも対象）

<会場関係費>

- ✓ 会場施設使用料
- ✓ 付帯設備費
- ✓ 施設維持費（自社所有の場合の会場のみ）
- ✓ 減価償却・固定資産税相当費用（自社所有の場合の会場のみ）

<運営関係費>

- ✓ 運営スタッフ費
- ✓ チケット販売関係費（払戻し手数料を含む）
- ✓ 光熱水料
- ✓ ライブ配信費
- ✓ 感染予防対策費
（新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査費を含む）
- ✓ 映像収録費

※①②の広告・宣伝費の合計額を、総対象経費の10%以内とする

補助対象外経費

- ✓ 楽曲・脚本等の企画・制作費
- ✓ 社内人件費
- ✓ 銀行の振込手数料

- ✓ 物販・飲食関係費
- ✓ 交際・接待費
- ✓ 消費税

等

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

22 補助対象経費

②「収録映像を活用して制作したプロモーション動画を海外に発信」する事業の補助対象となる経費

動画の制作・配信に関する費用

<映像制作配信費>

- ✓ 映像制作費
- ✓ 映像編集費
- ✓ 翻訳費
- ✓ 字幕・吹替費
- ✓ 権利使用料

- ✓ 配信費
- ✓ 広告・宣伝費
※①②の広告・宣伝費の合計額を、総対象経費の10%以内とする

補助対象外経費

- ✓ 出演料
- ✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM 出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）
- ✓ 社内人件費
- ✓ 消費税
- ✓ 銀行の振込手数料

等

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

その他、補助金の申請・報告に関する以下の専門家費用は、補助対象となります

申請・報告に関する費用

- ✓ 書面作成代行費（行政書士等）
- ✓ 経理書面確認費（税理士、公認会計士）

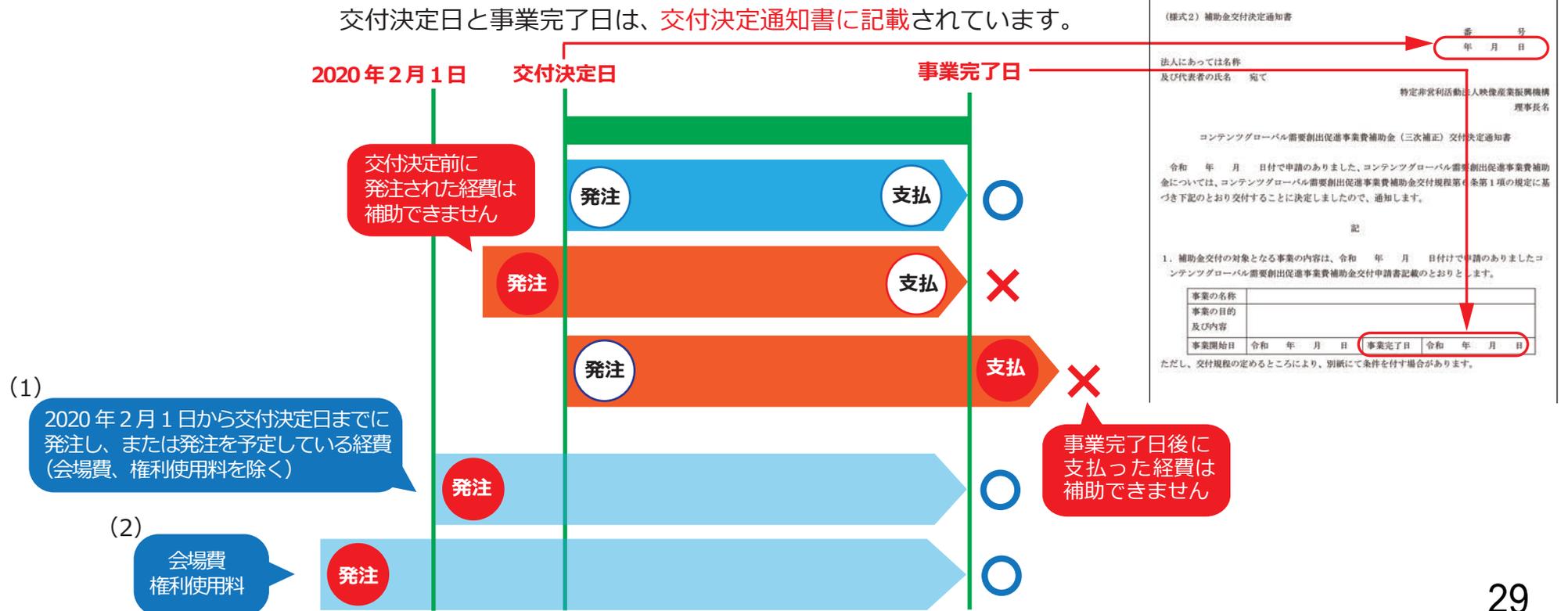
補助対象外経費

- ✓ 消費税
 - ✓ 銀行の振込手数料
- 等

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

補助対象経費の考え方（事前着手費用について）

- 原則、交付決定日以降に発注し、事業完了日まで支払った経費が補助対象経費となります。
- ただし、真にやむを得ない事情により交付決定日より前に発注した以下の経費は補助対象経費として認められる場合があります。
- 事前着手費用を申請する場合には、「事前着手届出」を提出する必要があります。申請時に事前着手届出を提出していない場合の事前着手費用は、原則、対象費用として認めることはできませんのでご注意ください。
 - (1) 2020年2月1日から交付決定日まで発注し、または発注を予定している経費（会場費、権利使用料を除く）
 - (2) 会場費、権利使用料
- 事業のために申請者自身が支出した経費のみが対象です。



事業者の従業員・代表者が演出家や演者等の場合の、補助対象経費となる考え方

- 申請事業者の従業員・代表者が演出家や演者等である場合でも、その支払が、通常の従業員給与・代表者報酬とは区別された、当該公演に対する業務対価であれば、補助対象経費になります。
- その際には、収支計画書において支払先名称の後ろに「個人事業主」であることを明示する等、社内人件費に該当しないことがわかるよう記載ください。
- なお、確定検査時には社内人件費に該当しないことが明確に分かる証憑（契約書、支払いの事実を証明する資料等）が必要であり、申請時に対象経費とされても、確定検査の結果、対象外経費と認定される場合があります。

事業者自身が公演会場を所有している場合の、施設維持費等の補助対象経費の算出方法

N月の公演スケジュール（計11公演）

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

N+1月の公演スケジュール（計6公演）

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※ ○の日が公演日とする

左記の場合、以下が補助対象経費となる

年額請求となる費用から補助対象経費を算出
例)減価償却費、固定資産税相当費用等

年間の費用のうち17日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\text{補助対象経費} = \text{「費用」} \times 17/365$$

月額請求となる費用から補助対象経費を算出
例)光熱水費、空調費、(毎日清掃している場合の)月間の清掃費 等

N月の総費用のうち11日分と、N+1月の総費用のうち6日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\begin{aligned} \text{補助対象経費} &= \text{「N月分の費用」} \times 11/30 \\ &+ \text{「N+1月分の費用」} \times 6/31 \end{aligned}$$

※上記で算出した補助対象経費は、端数切り捨てとしてください

26 補助対象経費

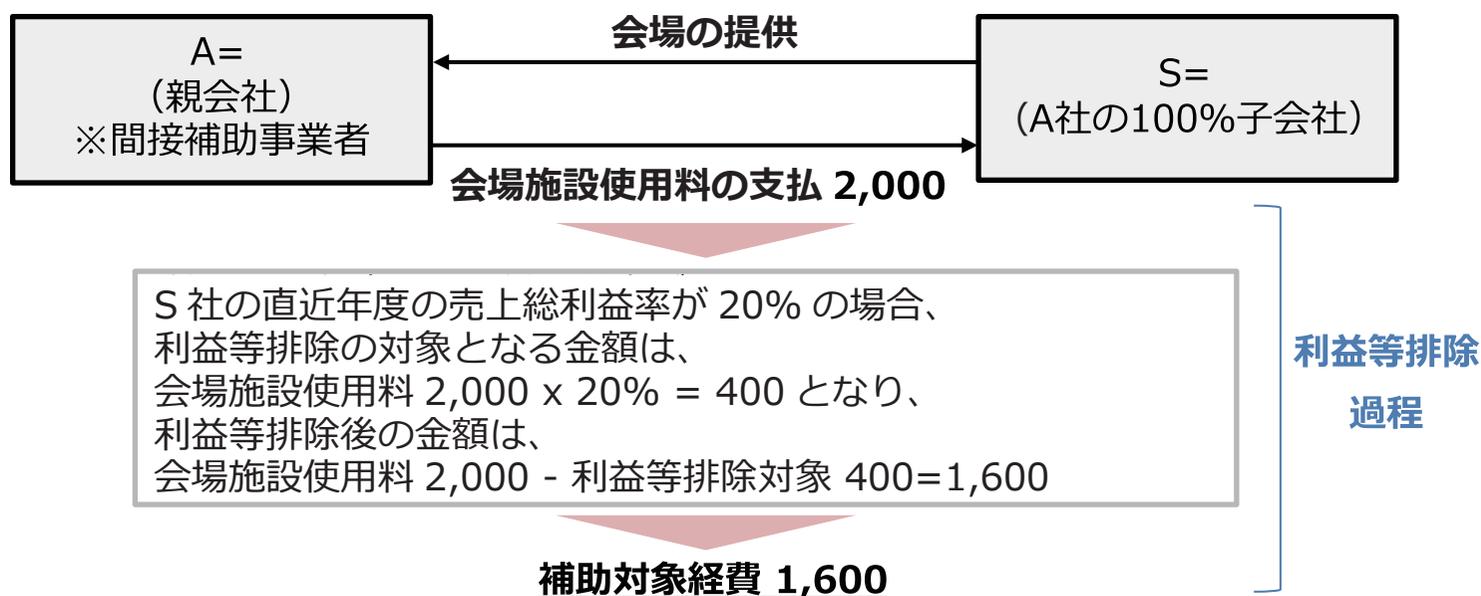
100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する必要があります。

公費で行われる補助である以上、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等 (子会社等)	調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。
関係会社等	取引価格が、製造原価と販売費および一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	「製造原価」および「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。

子会社等から調達を実施した場合の補助金の考え方について

(例) 子会社に会場施設使用料を支払う場合の利益等排除の例



※子会社が会場施設使用料 2,000 で会場を他社（第三者）に貸し出していたとしても、当該額が補助対象経費の額とはならない。

28 補助対象経費

同じ経費に対して**他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。**

他の補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費を明確に切り分けてください。

(例) この補助金で映像制作費の補助を受けており、別途 ABC 基金からの映像編集費を受ける場合



(例) この補助金で会場施設使用料・運営スタッフ費の補助を受けており、別途 XYZ 助成金から開催費の助成を受ける場合



(例) この補助金で交通費・宿泊費の補助を受けており、別途「Go To Travel キャンペーン」から交通費・宿泊費の助成を受ける場合



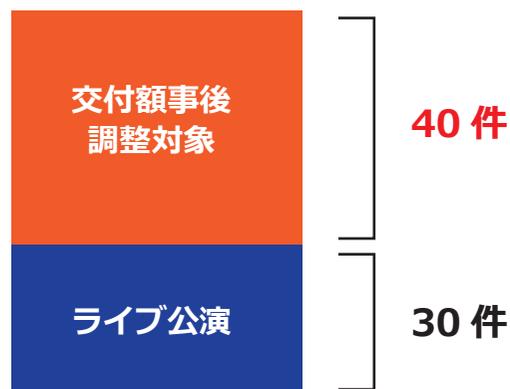
補助金の支払額は、チケット収入の総額が事業全体の経費の総額を超えた場合、その差額を補助対象額から減額した額となります。ただし、以下のいずれかに該当する採択案件はこの限りではありません。

- ① 動員人数が1000人を超えない採択案件（動員人数にはリアルタイムフル配信等で鑑賞する観客は含まない）
 - ② 総採択件数のうち、リアルタイムフル配信等を行う案件の累計が30件を超えていない申請者の採択案件
 - ③ 採択時に総採択件数の累計が30件（①・②は含まない）を超えていない申請者の採択案件
- ※同時に複数案件が採択された場合、公演日時の早い順

<交付額事後調整の要件②と③の関係性イメージ>

パターン A

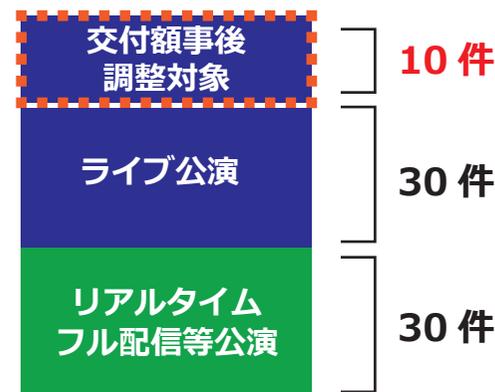
- ・採択公演総数 70 件
- ・リアルタイムフル配信を行わない事業者
- ※動員人数が 1,000 人を超える公演のみ実施



採択公演総数：70 件

パターン B

- ・採択公演総数 70 件（うち、ライブ公演 40 件、リアルタイムフル配信等公演 30 件）
- ・リアルタイムフル配信を行う事業者
- ※動員人数が 1,000 人を超える公演のみ実施



採択公演総数：70 件

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（三次補正）

J-LODive2 (キャンセル料支援)

① 公演用

補助金ご利用の手引き 補助金公募要項

Version3(2021.4.12)

本書の内容は予告なく変更される事があります

この書類について

本書には、この補助金を活用するうえで必要となる、条件、要件、手続のルールや、やらなければならないこと、やってはいけないこと等、この補助金を受けて事業を推進するうえで大切な事項が、網羅的に記載してあります。事業者の皆様は、本書をよくお読みになり、補助金を有効にご活用ください。また本書は不定期に改訂されることがありますので、ウェブサイトや事務局からのメールマガジン等で、本書の改訂情報にもご注意ください。万が一、各種説明会等や報道等と、本書の表現や解釈が異なる場合は、本書の最新版の記載事項が優先されます。

この補助金の交付については「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付要綱」「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程」およびその他の法令の定めによるほか、この補助金公募要項の定めるところによります。

02	はじめに
03	用語集
04	実施期間
06	対象となる公演
07	「緊急事態措置区域・措置期間等」について
09	緊急事態宣言が早期に解除される場合について
10	「日本発のコンテンツの公演」について
11	「開催を自粛した主催者」について
12	「自粛した公演」について
13	「イベント開催制限の目安」について
14	コンサートツアーを延期・中止した場合について
15	実施すべき事業
16	掲出情報
18	補助率・補助上限額
20	申請可能件数
21	補助対象経費
29	事業の流れ
30	申請
45	審査
46	採択・交付決定
49	確定検査
53	注意事項

制度説明

手続関連

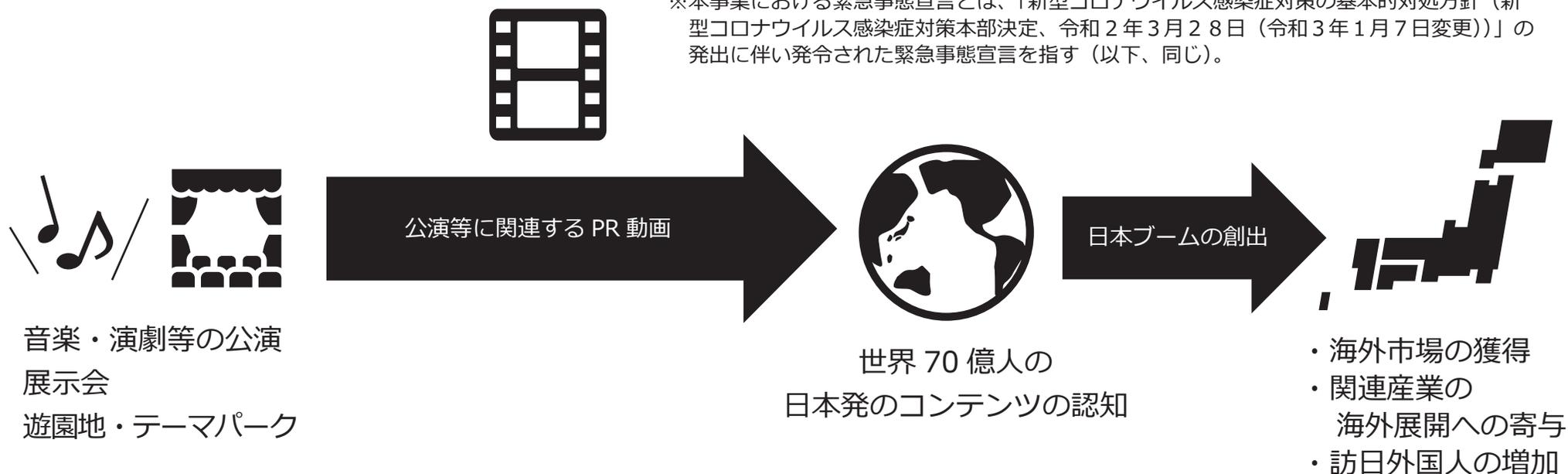
02 はじめに

この補助金の目的

この補助金は、令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」を活用し、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事業部が事務局となって実施するものです。

国内外の新型コロナウイルス感染拡大により日本発のコンテンツの海外展開のプロモーションの機会が失われていることを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））の発出に伴い、緊急事態宣言発令地域及び事務局が定める地域において、音楽、演劇等（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条ないし第11条に定める文化芸術分野をいう。）の公演、展示会、遊園地及びテーマパーク（以下、「遊園地等」という。）の開催等を延期・中止し、当該公演や展示会、遊園地等の内容に関連する素材を使用した動画の海外向けデジタル配信の実施によって日本発のコンテンツのプロモーションを行う事業者に対し、補助金を交付することによって、日本発のコンテンツの海外展開を促進し、日本ブーム創出を通じた関連産業の海外展開の拡大及び訪日外国人等の促進につなげることを目的とする。

※本事業における緊急事態宣言とは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和2年3月28日（令和3年1月7日変更）」の発出に伴い発令された緊急事態宣言を指す（以下、同じ）。



本書で使われる用語は以下のように定義します

補助金

本補助金は政府の令和2年度補正予算による「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(三次補正)」を事業者に間接的に補助するものです。

事業・事業者

本補助金の補助を受けて実施する事業を「間接補助事業」といい、本書においては「事業」と呼びます。また、その事業を行う事業者を「間接補助事業者」といい、本書においては、「事業者」と呼びます。

事務局

経済産業省より「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金」の交付を受け、補助金の募集や交付を行う組織を事務局といい、特定非営利活動法人映像産業振興機構補助金事務局がその任を担っています。本書においては、「補助金事務局」または「事務局」と呼称します。

外部審査委員会

事務局から独立した組織として、4名以上10名未満の有識者により構成されている審査委員会です。応募された事業について、採択等審査や、ルールや基準を適正化するために諮問を行う機関としての役割を担っています。

対象経費

事業で使われる経費には補助金の「対象経費」と「対象外経費」があり、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。したがって応募にあたっては本書の対象経費の項をよく読み、事業計画をたてるようにしてください。**！対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。**

補助率

定額（補助対象経費（実際に要した費用）の100%）

応募

本補助金を利用したい申請者が必要書類を整えて提出することをいいます。WEB上で応募ができる申請システムではエントリーとも呼びます。原則、隔週金曜日に締切ります。

採択・不採択

申請された事業は、順次審査委員会に諮られ採択審査により「採択」か「不採択」が決定します。また、採択にあたり条件が付されることもあります。隔週金曜日に締切り、締切りから2週間後の金曜日までに審査結果を通知します。

交付申請・交付決定

採択された事業者に対し、事務局が交付決定通知書を発行します。同通知書の日付が交付決定日となります。

事業完了

予定された事業をすべて終了し、すべての支払を終え、実績報告書を提出する事です。事業完了日は、原則として、交付決定日から60日以内とします。

！事業完了日までに支払われた経費のみが補助の対象になります。

事業期間

交付決定日から事業完了日までを事業期間といいます。

確定検査・額の確定

実績報告を検査し、採択された内容どおりに事業が実施されたかどうか、経費が適切に支出されたかどうかを検査します。事業で発生した成果物や、請求書・支払証明等の証憑類は、この時にチェックします。検査の結果に基づき、補助金の支払額を確定し、通知します。

補助金の請求・支払

補助金の額の確定を受けた事業は、精算払請求書を作成して事務局に補助金を請求します。事務局は精算払請求書を受理したら、最長20日、最短10日でお支払いします。
(毎月10日、20日、30日に締め切り、それぞれ20日、30日、翌10日に振込みます)

04 実施期間

この補助金事業の実施期間

この補助金事業の実施期間は、2021年4月7日より2022年3月31日までとなっています。

補助金の応募期限、事業完了期限、補助金の支払い期限は、それぞれ下記の通り設定されていますのでご注意ください。





応募締切スケジュール

原則、隔週金曜日に応募を締切ります。

※2021年6月25日が最後の締め切りです。

2021年4月23日の次の締切日は、2021年5月14日となります。

○印・・・締切日です。



原則、締切から2週間後の金曜日までに採否を連絡します。

※2021年4月23日締切り分については、2021年5月14日までに採否を連絡します。



06 対象となる公演

【緊急事態措置区域・措置期間等】※1 に開催予定であった**日本発のコンテンツの公演※2**のうち、開催を**自粛（延期・中止）した主催者※3**が、その**自粛した公演※4** 1件に対して、1件の申請が可能となります。

※1 緊急事態措置区域・措置期間等 <2021年4月12日時点>

●令和3年1月7日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県

※ただし、緊急事態措置区域を開催予定地を含むコンサートツアーを延期・中止した場合は、緊急事態措置区域外の地域が開催予定地の場合でも対象になる場合があります（詳細14頁をご確認ください）。

●緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置）

※詳細は12頁参照

●令和3年4月1日以降にまん延防止等重点措置区域とされた都道府県

※詳細は12頁参照

※「緊急事態措置区域」とは、緊急事態措置を実施すべき区域を指します。

※緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県におけるイベント開催制限の目安については13頁をご確認ください。

※「まん延防止等重点措置区域」とは、まん延防止等重点措置を実施すべき区域を指します42

※1 緊急事態措置区域・措置期間等 < 2021年4月12日時点 >

● 対象地域毎に、下記対象期間内に実施予定であった公演が申請可能です。

※次頁もご参照ください。

公演実施場所	対象となる公演	発注時期
神奈川県、埼玉県、千葉県	・2021年1月8日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月7日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の公演	・期間延長決定（2月2日）※1以前
	・2021年3月8日～2021年3月21日の公演	・期間延長決定（3月5日）※2以前
	・2021年3月22日～2021年4月18日の公演	・事務連絡発出日（3月19日）※4以前
東京都	・2021年1月8日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月7日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の公演	・期間延長決定（2月2日）※1以前
	・2021年3月8日～2021年3月21日の公演	・期間延長決定（3月5日）※2以前
	・2021年3月22日～2021年4月11日の公演	・事務連絡発出日（3月19日）※4以前
	・2021年4月12日～2021年5月11日の公演	・事務連絡発出日（4月9日）※6以前
岐阜県、愛知県、福岡県	・2021年1月14日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月13日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の公演	・期間延長決定（2月2日）※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月11日の公演	・事務連絡発出日（2月26日）※3以前

- ※1 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定された日を指します。
- ※2 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定された日を指します。
- ※3 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県に対する催物の開催制限の目安期間について、【緊急事態宣言解除から原則4月11日まで】とされた事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の発出日を指します。
- ※4 1都3件における経過措置期間の適用期間等、留意事項が通知された事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）の発出日を指します。
- ※5 政府対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日までとすることが決定された日を指します。
- ※6 政府対策本部において、東京都、京都府、沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。

08 「緊急事態措置区域・措置期間等」について

※1 緊急事態措置区域・措置期間等 < 2021年4月12日時点 >

- 対象地域毎に、下記対象期間内に実施予定であった公演が申請可能です。

公演実施場所	対象となる公演	発注時期
大阪府、兵庫県	・2021年1月14日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月13日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の公演	・期間延長決定（2月2日）※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月4日の公演	・事務連絡発出日（2月26日）※3以前
	・2021年4月5日～2021年5月5日の公演	・事務連絡発出日（4月1日）※5以前
京都府	・2021年1月14日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月13日）以前
	・2021年2月8日～2021年3月7日の公演	・期間延長決定（2月2日）※1以前
	・2021年3月1日～2021年4月11日の公演	・事務連絡発出日（2月26日）※2以前
	・2021年4月12日～2021年5月5日の公演	・事務連絡発出日（4月9日）※6以前
栃木県	・2021年1月14日～2021年2月7日の公演	・緊急事態宣言発令（1月13日）以前
	・2021年2月8日～2021年4月11日の公演	・事務連絡発出日（2月26日）※3以前
宮城県	・2021年4月5日～2021年5月5日の公演	・事務連絡発出日（4月1日）※5以前
沖縄県	・2021年4月12日～2021年5月5日の公演	・事務連絡発出日（4月9日）※6以前

- ※1 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月7日まで延長することが決定された日を指します。
- ※2 政府対策本部において、緊急事態宣言を実施すべき期間を令和3年3月21日まで延長することが決定された日を指します。
- ※3 緊急事態措置を実施すべき区域から除外された都道府県に対する催物の開催制限の目安期間について、【緊急事態宣言解除から原則4月11日まで】とされた事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）の発出日を指します。
- ※4 1都3件における経過措置期間の適用期間等、留意事項が通知された事務連絡（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長）の発出日を指します。
- ※5 政府対策本部において、まん延防止等重点措置を実施すべき期間を4月5日から5月5日までとすることが決定された日を指します。
- ※6 政府対策本部において、東京都、京都府、沖縄県についてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が決定された日を指します。

緊急事態宣言の延長期間内における延期・中止公演を申請資格として申請する場合、以下の点にご留意ください。

- 当初の延長期間の終了予定日よりも前に解除宣言が発令された場合、当該解除宣言の発令前に延期・中止の意思決定※を行った公演のみが対象です。解除宣言の発令後に、延期・中止の意思決定を行った公演は、本事業に申請できません。
- 解除宣言の発令前に延期・中止の意思決定を行った公演（当初の延長期間内に開催予定だった公演）は、解除宣言後も、本事業への申請が可能です。（応募期間内に申請してください。）

※なお、まん延防止等重点措置期間が早期に繰り上げられた場合も同様です。

※ 「延期・中止の意思決定」の考え方（意思決定時点の確認方法）

主催者が、実施予定であった公演を「延期または中止」とする旨、解除宣言よりも前に対外的に発信したことを証明する証憑を「公演延期等確認書」と併せてご提出ください（様式自由）。具体的には、次のようなものを想定しています。

- * プレスリリース、チケット保有者向け延期・中止案内など、公演参加者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体
- * 発注先事業者、関連事業者、出演予定者、プレイガイドなど、主催者法人から公演関係者に向けた延期・中止に係る何らかの情報発信媒体



10 「日本発のコンテンツの公演」について

※2 「日本発のコンテンツの公演」の考え方

- 日本発とは、以下の(1)または(2)に該当するものをいいます

(1) 日本国民（特別永住者を含む。以下同じ。）が著作権の全部または一部を有しているコンテンツ
（例えば、音楽コンサートの場合には、セットリストの楽曲を作词・作曲それぞれでカウントし、過半数を日本国民が行う予定だった）

(2) 日本国民がその実演に主体的に関与する予定だったコンテンツ
（例えば、主役、演出家、舞台監督、制作監督、プロデューサーもしくはステージマネージャーまたはこれらに準ずる者が日本国民の場合や出演者の過半数が日本国民）

ただし、伝統芸能、芸能分野のコンテンツにおいては、上記の制限はありません。また、形式的に上記の例示に該当する場合においても、ただちに「日本発のコンテンツ」に該当すると判断されるわけではなく、公演の広報内容等諸般の事情を考慮し、審査委員会において「日本発のコンテンツ」該当性が判断されます。
※法令または公序良俗に反する事業は対象になりません。

- 「コンテンツの公演」とは

コンテンツ全般（文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第11条に定める文化芸術分野）のうち、公演を実施する予定であった分野を対象としています。



※3 「開催を自粛した主催者」の考え方

- 主催者とは、チケット券面上の主催者ではなく、主要な費用を負担し当該公演のリスクを負っている法人をいいます。
- なお、共同出資（製作委員会を含む）の場合には、本補助金の申請者となる主催者について、出資者全員の合意が必要です。その際は、申請資格保有合意書を提出ください。

※法人とは、具体的には以下の通りです。

- (1) 日本の法令に基づき設立された法人（非営利法人を含む）
- (2) 地方自治法で定められた地方公共団体



12 「自粛した公演」について

※4 「自粛した公演」の考え方

- 緊急事態措置期間内に開催予定であった公演を延期・中止し、7～8頁の発注時期よりも前に、一部または全部の費用を発注した公演を対象とします。
- 緊急事態措置区域から除外された都道府県については、令和2年12月23日発出の事務連絡（次頁参照）より引き続き厳しいイベント開催制限が課されている、公称座席数20,000人以上の会場において実施予定であった延期・中止公演を対象とし、7頁の発注時期よりも前に、一部または全部の費用を発注した公演を対象とします。
- まん延防止等重点措置区域とされた都道府県については、令和2年12月23日発出の事務連絡（次頁参照）より引き続き厳しいイベント開催制限が課されている、公称座席数10,000人以上の会場において実施予定であった延期・中止公演を対象とし、7頁の発注時期よりも前に、一部または全部の費用を発注した公演を対象とします。

（措置期間・発注時期の詳細は7～8頁を参照）

【対象】 ＊有観客で予定していた公演を、緊急事態宣言を理由に完全に延期・中止した場合
（鑑賞料の有無は問いません）

【対象外】 ＊有観客で予定していた公演について、同日かつ同会場で観客数を減らしての実施や、
無観客ライブ配信の形で実施した公演（中止したことにならないため）

＊無観客公演の延期・中止

＊商業施設への集客を目的とする公演

＊企業・団体の社員・職員の福利厚生を目的とする公演

＊収容人数や公演形態を変更して実施した場合は、会場又は日程が変更されなければ本事業の対象にはなりません。

(参考) イベント開催制限の目安についての比較

<p>2020年9月19日から 2021年2月末まで ※1</p> <p>収容率と人数上限でどちらか 小さい方を限度</p>	<p><大声なし> 50%以内(収容人数あり) 又は 密にならない程度の間隔(収容人数なし)</p>	<p><収容人数10,000人超> 収容人数の50%</p>
	<p><大声あり> 50%以内(収容人数あり) 又は 十分な人と人との感覚(1m)(収容人数なし)</p>	<p><収容人数10,000人以下> 5,000人</p>
<p>緊急事態宣言解除から 原則4月11日まで ※2 (1都3県については4月18日まで※5)</p>	<p><大声なし>※3 100%以内</p>	<p>5,000人又は収容定員50%以内 のいずれか大きい方 ※上限10,000人</p>
	<p><大声あり>※4 50%以内</p>	
<p>○まん延防止等重点措置区域 期間については※6、7のとおり</p>		

- ※1 事務連絡：令和2年12月23日「分科会提言を踏まえた催物の開催制限等の取扱いについて」の「(別紙)これまでのイベント開催制限の変遷(イベント開催制限の段階的緩和)」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)
- ※2 事務連絡：令和3年2月26日「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の「(別紙2)イベント開催制限等の段階的緩和について」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)
- ※3 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合
- ※4 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。
- ※5 事務連絡：令和3年3月19日「緊急事態宣言解除後の1都3県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の「(別紙2)1都3県におけるイベント開催制限等の段階的緩和について」(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)
- ※6 事務連絡：令和3年4月1日「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の「(別紙1)感染状況に応じたイベント開催制限等について」
- ※7 事務連絡：令和3年4月9日「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の「(別紙1)感染状況に応じた御便と開催制限等について」



14 コンサートツアーを延期・中止した場合について

コンサートツアーを延期・中止した場合について

緊急事態措置区域・措置期間等に関催予定であった日本発のコンテンツの公演を含むコンサートツアーを、延期・中止した場合は、以下の要件をいずれも満たす場合に限り、一部の公演が緊急事態措置区域・措置期間等以外（※）でも、当該公演を含めてキャンセル料支援の対象となります。

- ①緊急事態措置区域・措置期間等に関催予定であった日本発のコンテンツの公演の合計収入予定額が、ツアー全体の収入のうち、50%以上を占める場合
- ②コンサートツアーを構成する全ての公演を延期・中止した場合

※ただし、コンサートツアーを構成する公演のうち、令和3年1月7日より前に実施予定であった公演は対象外となります。

※コンサートツアーを延期・中止した場合の申請は、コンサートツアー用の支出計画書を使用してください。

日本発のコンテンツの海外展開というこの補助金事業の目的に沿い、緊急事態措置区域・措置期間等に関催予定であった延期・中止公演に関連する内容の PR 動画を制作し、海外に発信する事業

●内容

✓中止・延期になった公演に関連する内容の PR 動画とは、主要な出演予定者など、原則、実演家が登場する動画であること
(例：主要な出演予定者の実演動画、メッセージ動画、稽古動画など。主要な出演予定者が関わる過去に他のイベントで制作した動画の活用も含む。)

※字幕や音声のみで表現されている動画は対象外となります。

●本数

✓1申請につき1本制作・配信することが原則です。

✓複数の公演を実施する予定であった場合には、公演の内容が同一であれば、同一の動画を1つ作成することで、各申請について動画を制作・配信したとみなします。(※提出の際は51頁を参照)

●時間

✓動画の長さは最低5分以上(上限なし)とします。

●配信方法・期間

✓動画は、展開先の国・地域の居住者が無料で視聴できる媒体(会員登録が必要な場合も含む)で配信する必要があります。

✓動画の配信期間は、配信日から原則1年以上とします。ただし、ライセンス契約等のやむを得ない事情により困難な場合には、例外が認められることがあります(一切配信しないことは認められません)。

16 掲出情報

● 掲出情報

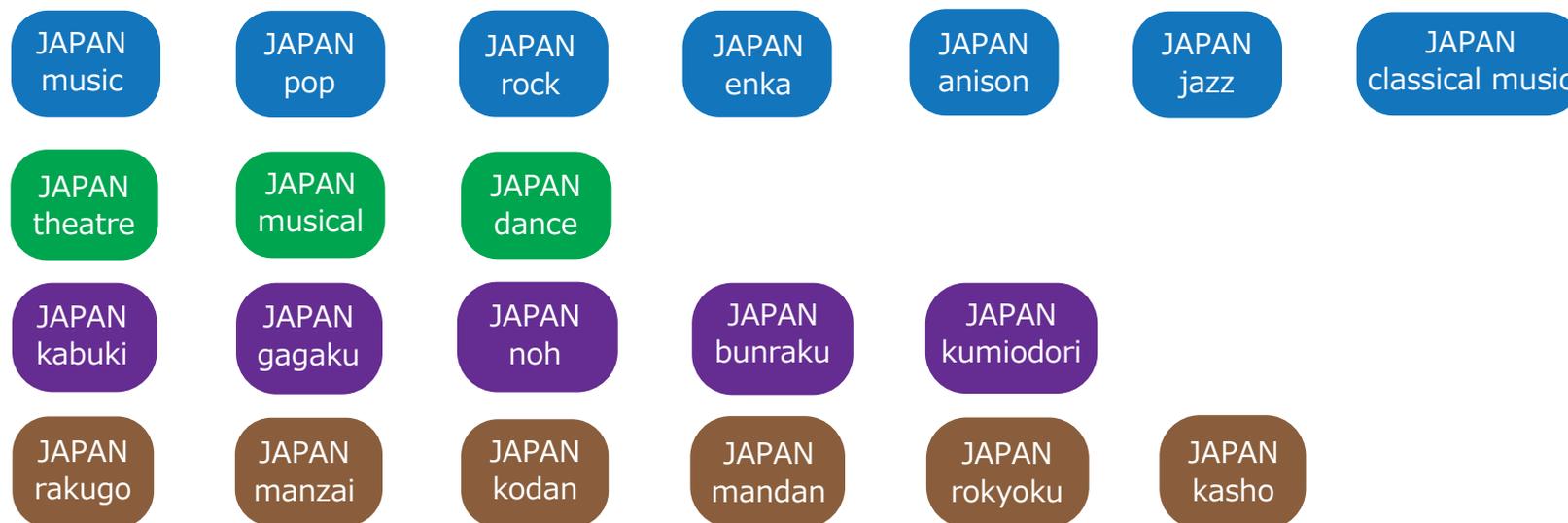
- ✓ ロゴマーク及び実演家名を動画内に掲出する必要があります。(ロゴマークの掲出要領は下記参照)
- ✓ 動画内に編集によって掲出する実演家名の文字情報は、展開先の国・地域の公用語（ワールドワイドの場合は英語のみでも可）で表記する必要があります。ただし、海外展開のためのプロモーションの観点から有効である場合には、日本語の併記も可能です。
- ✓ 出演者のプロフィール、あらすじ、公演名などの掲出も推奨されます。なお、コンテンツの分野によってはコンテンツの内容を伝える字幕の掲出も推奨されます。
- ✓ 動画内における各情報の掲出方法（秒数、サイズ、位置等）は問いません。

ロゴマーク概要	掲出ルール	
<p>補助金を受けて制作・配信する動画の最後に本ロゴマークを「止め画」として掲出ください。ただし、掲出媒体・配信媒体のルール等により、困難な場合は、可能な限り後ろの位置に掲出してください。</p>  <p>この部分はコンテンツのジャンルにより事務局が指定する選択肢の中で選択が可能です</p>	<p>掲出位置</p> <p>原則として動画の最後に掲出してください。</p> <p><基本形></p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">本編</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">エンドクレジット</div> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  </div> </div> <p>掲出時間(赤枠部分) 推奨3秒 最短1秒</p>	
カラーバリエーション		
<p>3パターンいずれかとします</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;"> <p>基本形 (白地に黒)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>着彩形 (白地に赤)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>反転形 (黒地に白)</p>  </div> </div>		

● 共通

Japan Content

● Japan Content ではなく個別の分野の名称を表記する場合は、下記のいずれかを使用してください。



※すべて専用のフォントを用意していますので、交付決定後に
補助金特設ウェブサイトよりダウンロードしてください。

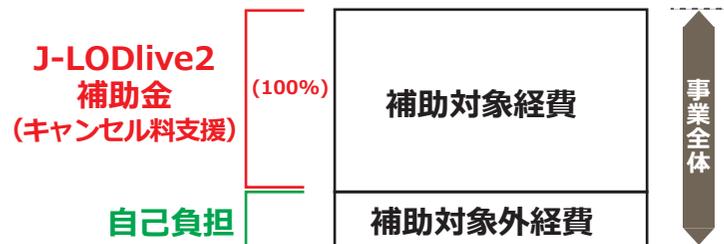




18 補助率・補助上限額

1. 補助率

定額（補助対象経費（実際に要した費用）の 100%）



2. 補助上限額

1 件あたり 2,500 万円です。

※下限はなく、少額の案件についても対象となります。

※PR 動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっています。

(1) 交付決定額が 150 万円以上の場合：

交付決定額の 20% を上限とする。(ただし、上限 150 万円)

(2) 交付決定額が 150 万円以下の場合：

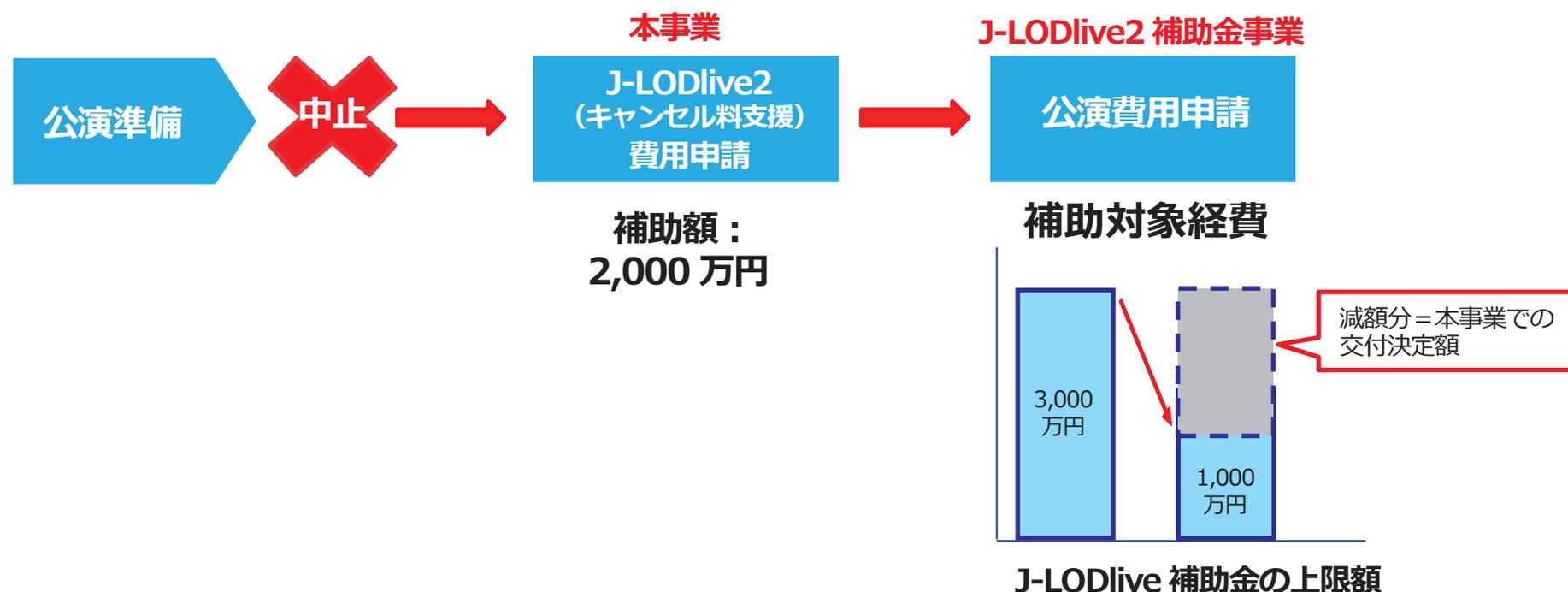
上限 30 万円とする。

※次頁もご確認ください。

本事業で採択され、キャンセル料相当分の補助金を受け取った延期・中止公演を申請資格として J-LODlive2 補助金事業に申請した場合の、J-LODlive2 補助金事業の補助金の上限額は、3,000 万円から本事業の支払い額を差し引いた額となります。

(例) 本事業で支払われた補助額が 2,000 万円の場合、J-LODlive の上限は 1,000 万円

※既に、緊急事態措置期間内の延期・中止公演を申請資格として、J-LODlive 補助金に申請をしている場合、キャンセル料支援事業と J-LODlive 補助金事業の交付決定額の合算値が上限 3,000 万円以内となるよう支払額の調整を行います。



※J-LODlive2 補助金事業についての詳細は、「J-LODlive2 特設サイト」(<https://j-lodlive2.jp>) 内の「公募要項」を参照ください。



20 申請可能件数

- 緊急事態措置区域・措置期間等※に開催予定であった日本発のコンテンツの公演のうち、開催を自粛（延期・中止）した主催者が、その自粛した公演 1 件に対して、1 件の申請が可能となります。

※1 詳細については 7～8 頁参照

<公演 1 件のカウントの考え方について>

公演数のカウントの単位は、販売チケット別のステージ数となります。

例) 同じ演目の公演を 1 日に昼と夜 2 公演（2 ステージ）、3 日間で合計 6 公演（6 ステージ）実施し、それぞれ異なるチケット（一つのチケットで、一つのステージしか鑑賞できない）を販売した場合：
合計 6 件申請可能

<ご注意>

- 令和 2 年度 3 次補正予算「ARTS for the future!」との重複支援を避けるため、公演の内容、出演者・スタッフが異なる場合等、総合的に判断した結果、異なる公演と審査された場合を除き、同一公演等に対して両事業から支援を受けることはできません。
- J-LODlive2 補助金事業ですでに交付決定されている案件については、様式 5 による事故報告もしくは様式 4-2 による計画変更届出の手続きを先に実施し、手続き完了後に本事業に申請してください。

補助対象経費

- (1) 開催予定であった延期・中止公演について、開催しなくても発生してしまった費用※
 - (2) 開催予定であった延期・中止公演に関連する内容の PR 動画の制作・配信費用
- ※詳細な費目については次頁をご確認ください。

延期・中止公演に関するキャンセル費用の考え方

- キャンセル費用は「開催予定だった延期・中止公演について、開催しなくても発生してしまった費用」の実額です。

※発注時の金額とキャンセル費用の金額が異なる費用の場合

キャンセル費用用に新たに発注書を作成する必要はなく、当初の発注書を添付してください。
(発注書に記載されている当初の発注額と、請求書に記載されているキャンセル費用の額面に差異があったとしても、最終的に支払い証憑によってキャンセル費用の実額を確認し、支払いを行うため、新たに発注書を作成する必要はありません。)

※緊急事態措置期間と期間外とで日程がまたがって実施する公演について、キャンセル費用が発生した場合

期間内の延期・中止公演に関するキャンセル費用のみが対象となります。

(例：1月5日～10日の公演が延期・中止となった場合、1月8日～10日の延期・中止公演に関するキャンセル費用のみ対象。会場キャンセル費用が全6日分として請求されている場合、按分して算出した3日分の会場キャンセル費用のみ対象。)

22 補助対象経費

(1) 延期・中止公演に関するキャンセル費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

<制作関係費>

- ✓ 演出関係費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 舞台制作費
- ✓ 舞台スタッフ費
- ✓ 運搬費
- ✓ 交通費・宿泊費
- ✓ 保険料（当該公演に係るものに限る）
- ✓ 公演広告・宣伝費

<会場関係費>

- ✓ 会場施設使用料
- ✓ 付帯設備費
- ✓ 施設維持費（自社所有の場合の会場のみ）
- ✓ 減価償却・固定資産税相当費用（自社所有の場合の会場のみ）

<運営関係費>

- ✓ 運営スタッフ費
- ✓ チケット販売関係費（払戻し手数料を含む）
- ✓ 光熱水料
- ✓ ライブ配信費
- ✓ 感染予防対策費（新型コロナウイルス感染症への感染の有無を確認するための検査費を含む）
- ✓ 映像収録費

補助対象外経費

- ✓ 楽曲・脚本等の企画・制作費
- ✓ 社内人件費（※24頁参照）
- ✓ 銀行の振込手数料
- ✓ この事業の申請にかかる書面作成代行費
- ✓ この事業の確定検査にかかる経理書面確認費

- ✓ 物販・飲食関係費
- ✓ 交際・接待費
- ✓ 消費税

等

※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

(2) PR 動画の制作・配信に関する費用

<出演関係費>

- ✓ 出演料

※上限額については下記参照

<映像制作配信費>

- ✓ 映像収録費
- ✓ 映像制作費
- ✓ 映像編集費
- ✓ 翻訳費
- ✓ 字幕・吹替費
- ✓ 権利使用料
- ✓ 配信費
- ✓ 広告・宣伝費（※PR 動画制作・配信費の 20%を上限とする）

補助対象外経費

- ✓ ネット広告以外の広告・宣伝費（CM 出稿費、紙媒体（雑誌等）への掲載等）
- ✓ 社内人件費（※24 頁参照）
- ✓ 消費税
- ✓ 銀行の振込手数料

等

※動画の制作・配信に関する費用の上限額は、以下の通りとなっております（18 頁より再掲）。

- （1） 交付決定額が 1 5 0 万円以上の場合：交付決定額の 2 0 %を上限とする。ただし、上限 1 5 0 万円とする。
- （2） 交付決定額が 1 5 0 万円以下の場合：上限 3 0 万円とする。

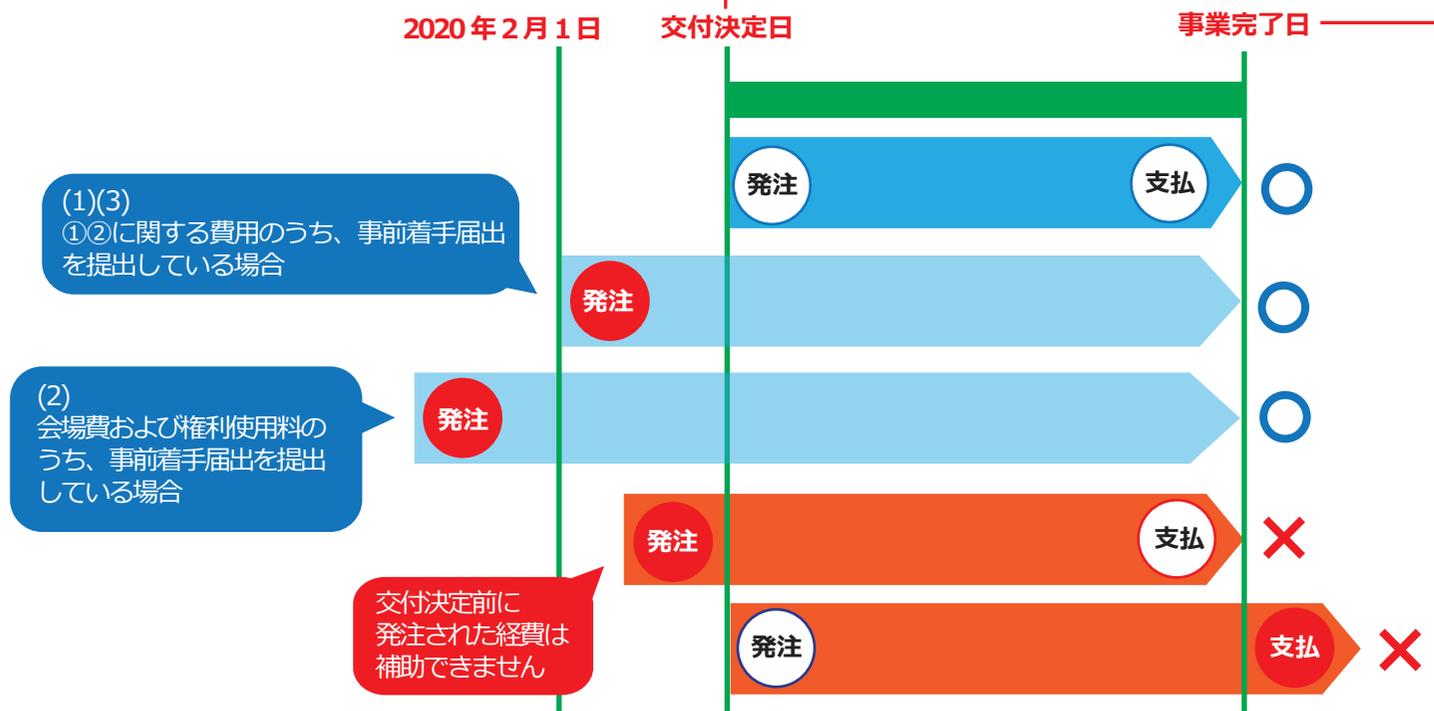
※請求書に記載された金額が税込金額であり消費税が明記されていない場合、算出した消費税額は端数切り上げとしてください。

※なお、過去の動画の収録費、制作費、編集費等は補助対象外経費となります。過去の動画を活用し、新たに制作・編集等を行う際の費用は対象となります。

補助対象経費の考え方（事前着手費用について）

- 原則、交付決定後に実施する事業の費用が対象になりますが、本補助金は、自粛により延期・中止した公演のキャンセル費用について支援を行うことから、交付決定日より前に発生したもしくは発生を予定している費用（以下「事前着手費用」という。）についても補助対象経費となる場合があります。
- **事前着手費用を申請する場合には、「事前着手届出」および「発注書」を提出する必要があります。申請時に事前着手届出および発注書を提出していない場合の事前着手費用は、原則、対象費用として認めることはできませんのでご注意ください。**
 - (1) 「①延期・中止公演に関するキャンセル費用」のうち、2020年2月1日から交付決定日前に発注した費用
 - (2) 「①延期・中止公演に関するキャンセル費用」のうち、交付決定日前に発注した会場費および権利使用料
 - (3) 「②PR動画の制作・配信に関する費用」のうち、2020年2月1日から交付決定日より前に発注した費用
- 事業のために申請者自身が支出した経費のみが対象です。

交付決定日と事業完了日は、**交付決定通知書に記載**されています。



(様式14) 補助金交付決定通知書

法人にあっては名称
及の代表者の氏名

特定非営利活動法人映像産業振興機構
理事長名

コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金（キャンセル料支援事業）
（三次補正）
交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金については、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付規程第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1: 補助金交付の対象となる事業の内部は、令和 年 月 日付で申請のありましたコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称	
事業の目的及び内容	
事業開始日	令和 年 月 日
事業完了日	令和 年 月 日

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

26 補助対象経費

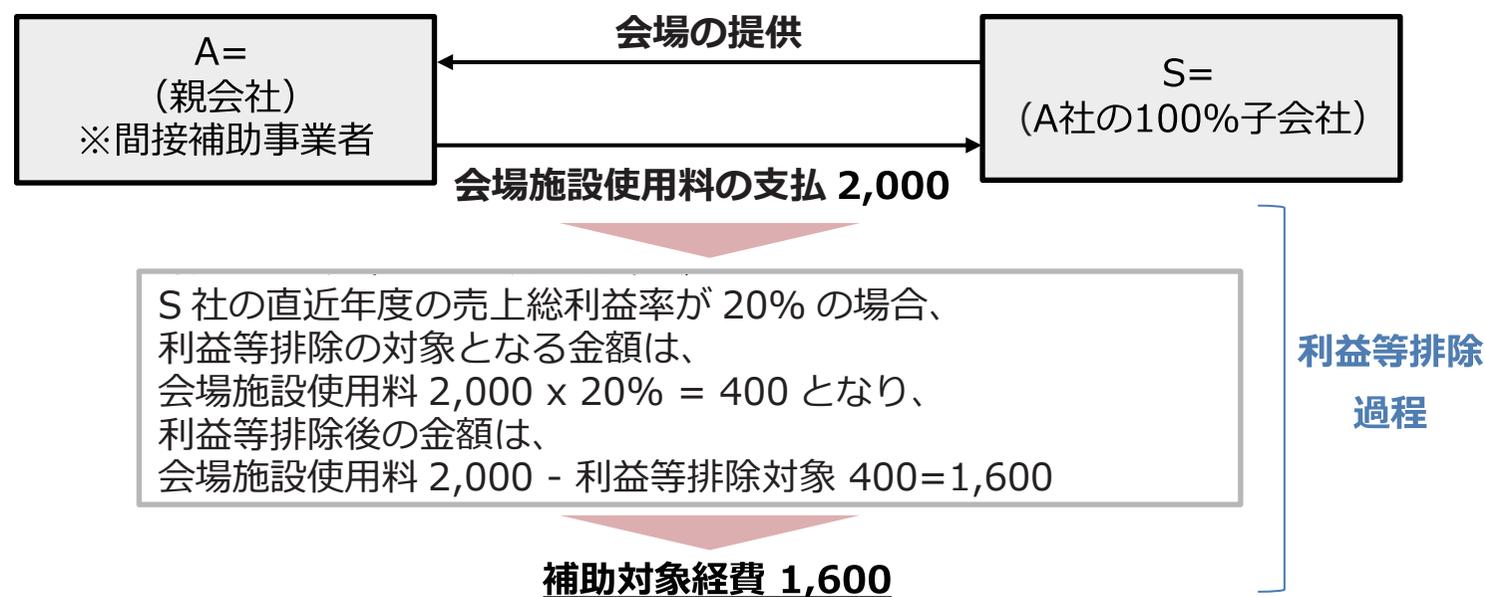
100% 子会社等からの調達を行う場合には、調達価格に含まれる利益等を排除する必要があります。

公費で行われる補助である以上、事業者の 100% 子会社等の利益を補助してしまうことは避けなければなりません。よって、該当する取引について経費の補助を受けようとする場合には、以下の表に準じて「利益等の排除」をする必要があります。

調達先	利益等の排除の方法	備考
100% 子会社 あるいは 間接的に 100% の 支配権を有する 孫会社・曾孫会社等 (子会社等)	調達品の取引価格が原価以下であると証明できる場合は、その取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい売上総利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。売上総利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。
関係会社等	取引価格が、製造原価と販売費および一般管理費との合計以内と証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。証明できない場合は調達先の直近年度の決算書類(損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい営業利益率がマイナスの場合は0とします)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。利益率は小数点以下第2位を切り上げて計算します。	「製造原価」および「販売費および一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明したうえで、その根拠となる資料を用意してください。 競争の結果選定された場合は「利益等の排除」処理は不要です。

子会社等から調達を実施した場合の補助金の考え方について

(例) 子会社に会場施設使用料を支払う場合の利益等排除の例



※子会社が会場施設使用料 2,000 で会場を他社（第三者）に貸し出していたとしても、当該額が補助対象経費の額とはならない。

28 補助対象経費

同じ経費に対して**他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。**

他の補助金・助成金等を利用する場合には、費目や経費を明確に切り分けてください。

(例) この補助金で映像制作費の補助を受けており、別途 ABC 基金からの映像編集費を受ける場合



(例) この補助金で会場施設使用料・運営スタッフ費のキャンセル費の補助を受けており、別途 XYZ 助成金からキャンセル費の助成を受ける場合



(例) この補助金で交通費・宿泊費のキャンセル費の補助を受けており、別途「Go To Travel キャンペーン」から交通費・宿泊費の助成を受ける場合



※クラウドファンディングや民間が拠出する基金事業などは、他の公的な補助金・助成金等には該当しません。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、文化芸術団体の存続が厳しい、文化芸術活動の継続、再開のための支援を受けたいといった皆様に向け、政府において以下のような支援策を用意しております。我が国の文化芸術を支える皆様の積極的な申請をお待ちしております。不明な点は、各支援策のコールセンター等までご相談ください。

団体向け

公演・興行等の再開・継続・充実のための支援を受けたい
所有する施設に関する支援を受けたい



・文化芸術団体における積極的に実施する公演等に対する支援や文化施設のコロナ禍の新たな活動に向けた環境整備に必要な経費等の支援

ARTS for the future! 【文化庁】
コンテンツグローバル需要創出促進補助金
J-LODlive2 【経済産業省】
大規模かつ質の高い文化芸術を核としたアートキャラバン 【文化庁】
文化施設の感染拡大予防・活動支援
環境整備事業 【文化庁】

団体向け

緊急事態宣言下における公演等が中止となり、キャンセル料が発生しており、支援を受けたい（会場費等）



・音楽コンサート、演劇等の公演のキャンセル費用（会場借料や、関連映像を活用したPR動画の制作・配信の費用を含む）を、緊急事態宣言発令時に遡及して補助。

ARTS for the future! 【文化庁】
コンテンツグローバル需要創出促進補助金
J-LODlive2 【経済産業省】

団体・個人事業主向け

緊急事態宣言等の発令に伴い売上が減少している



・1月の緊急事態宣言の再発令に伴う不要不急の外出・移動等の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人等（最大60万円）、個人事業主等（最大30万円）に一時支援金給付。
・4・5月の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う不要不急の外出・移動等の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人等は最大20万円、個人事業主等は最大10万円。【詳細検討中】

中小法人・個人事業者のための一時支援金 【中小企業庁】

中小企業・個人事業者向け

売上減少に伴い、当面の運転資金等を調達したい

・政府系金融機関による**実質無利子・無担保融資**を活用可能

資金繰り支援【中小企業庁・財務省】

団体・個人向け

休業手当の負担が重く、従業員の雇用を維持することが大変なので支援を受けたい

・**雇用調整助成金**で休業手当等を助成（個人申請が可能な場合も（休業手当を得られなかった雇用者））

雇用調整助成金（新型コロナ特例）【厚生労働省】

団体向け

チケットを購入するユーザーの需要を回復させたい

・Go To イベントによる支援（**チケット価格の割引等**による文化芸術イベントの需要喚起）

GO TOイベントキャンペーン【経済産業省】

団体向け

思い切った事業の再構築に挑戦したい

ポストコロナ社会に対応したビジネスモデルへの転換や感染防止対策を行いたい

・新分野展開や業態転換などを行う事業者に対して**設備投資などの取組み費用の最大2/3（上限1億円）**、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（上限500万円から1,500万円）を支援
・小規模事業者等が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組について、最大3/4（上限100万円）を支援

事業再構築補助金【中小企業庁】

持続化補助金【中小企業庁】

中小企業・個人事業主向け

ウィズコロナ及びポストコロナの状況に対応したビジネスモデルに転換したい。

・顧客対応・販売支援システム等を利用した非対面化・付加価値を高めたサービスへの転換に**IT導入補助金**、新たなサービス開発のための整備投資を**ものづくり補助金**、対人接触を減らす新たなサービス等の取組や感染防止対策への投資を**持続化補助金**で支援。

IT導入補助金【経済産業省】

ものづくり補助金【中小企業庁】

小規模事業者持続化補助金【中小企業庁】

個人向け

休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を受けたい

・市区町村の社会福祉協議会より、上限20万円（無利子・保証人は不要）を緊急小口融資として貸付

緊急小口融資【厚生労働省】

新型コロナウイルス感染症に伴う 文化芸術に関する各種支援の御案内

2021年4月28日現在

文化庁の電話は文部科学省
代表 03-5253-4111から

文化芸術団体等 の積極的な活動 を支援	3次補正250億円 ARTS for the future! (コロナ禍を乗り越えるた めの文化芸術活動の 充実支援事業)	定額補助 (緊急事態宣言下の キャンセル料等含む)	ARTS for the future!事務局 コールセンター 0120-51-0335	公募中 4/26(月) ~ 5/24(月)
文化施設 への支援	3次補正50億円 文化施設の感染拡大 予防・活動支援環境 整備事業	1 / 2 補助 感染対策 環境整備 空調設備等改修 配信等環境整備	企画調整課 (内線3143,4897)	公募期間 (1次募集) 3/31(水) ~ 4/23(金) (2次募集) 5/24(月) ~ 6/11(金)
統括団体が行う 大規模公演 を支援	3次補正70億円 大規模かつ質の高い 文化芸術活動を 核とした アートキャラバン	定額補助 国内13都市程度での 公演等	参事官 (芸術文化担当) (内線2084, 4777)	公募中 3/30(火) ~ 4/28(水)
地域の文化芸術 団体等の連携に よる公演等 を支援		定額補助 全国20地域程度での 公演等	参事官 (芸術文化担当) (内線2836, 3145)	
文化芸術鑑賞・ 体験教室等の 実施を支援	3次補正23億円 子供のための文化芸術 鑑賞・体験支援事業	全額支援	参事官 (芸術文化担当) (内線2835)	公募中 4/26(月) ~ 5/31(月)
	3次補正6億円 子供たちのための伝統 文化の体験機会回復事業	全額支援	参事官 (文化創造担当) (075-330- 6730)	公募期間 2/15(月) ~ 3/15(月)
18歳以下を 無料とする公演 を支援	3次補正10億円 劇場・音楽堂等の 子供鑑賞体験支援事業	公演費の 1 / 2 補助	企画調整課 (内線3143)	公募中 4/14(水) ~ 5/14(金)
チケットの寄附 を通じた支援	チケット払戻請求権放棄を 寄附金控除とする税制改正 (チケット寄附税制)	例えば、10,000円の チケット代金を寄附すると、 最大4,000円の減税	文化庁 税制担当 (内線4855)	2021年1月 31日まで に開催又は 開催する予 定であった ものが対象

事業の概要

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」ウィズコロナ時代における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。
(令和2年度第3次補正予算額 250億円)

対象となる活動

- (1) 不特定多数の者に公開する公演や展覧会等の活動を行い、チケット収入等を上げることを前提とした積極的な活動
- (2) 2021年1月8日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県で実施を予定していた公演活動等（キャンセルになった場合の開催しなくても発生してしまった経費）及び動画作成。（経過措置及びまん延防止等重点措置区域における一部取組みを含む。）

補助対象者・分野

○文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野で公演等の主催の実績のある文化芸術関係団体及び文化施設（劇場、音楽堂等、美術館、博物館等の設置者又は運営者）

(1) 国内の文化芸術関係団体（地方自治体を除く）

- イ. 団体としての公演等の主催の実績がある法人格を有する文化芸術団体
- ロ. 公演等の主催の実績を有する者が中核となり設立した法人格を有する文化芸術団体
- ハ. 法人格を有しない、以下の団体
 - ①公演等活動の主催の実績を有する任意団体
 - ②公演等活動の主催の実績を有する者が中核となる任意団体
 - ③公演等活動の主催の実績を有する団体が中核団体となる実行委員会

(2) 国内の文化施設の設置者又は運営者

主催事業を実施している国内の文化施設の設置者又は運営者
 （文化施設の設置者又は運営者である地方公共団体、独立行政法人を含む）

- ※公演等の主催者となるライブハウス、ミニシアターなども対象
- ※構成員や関与する個人や団体に報酬等を支払う団体であること

〔本事業では公演等を実施する団体を支援することにより、そこからフリーランスや個人の方にも支援が届くことを意図しています。〕

積極的な活動の例

(1) 公演等

- ・既公演の演出を変えて実施する公演
- ・新作若しくは当該団体が過去3年間で上演実績がなかった演目の公演
- ・他の文化芸術関係団体とコラボレーションした公演
- ・新たな専門性を有する実演家等を招聘し実施する公演
- ・経験年数が少ない若手に役を配分して実施する公演
- ・有観客で公演等を行うとともに、オンライン配信等を行い顧客の拡大に取り組む公演
- ・新たな顧客を獲得するために観賞の仕方等の解説をした上で行う公演
- ・観客との交流など来場者拡大に資する施策を付加した公演 等

(2) 映画製作

- ・有料一般公開を行う新作映画の製作 等

(3) 展覧会等

- ・企画展、常設作品のテーマ展示、新作の展示
- ・教育普及プログラム、ワークショップ、地域ゆかりの作家と共同して制作するプログラムを実施した上で行う展示
- ・映画上映（映画祭、監督特集） 等

(4) ジャンル複合

- ・展覧会も含んだ公演、ギャラリー空間で行うパフォーマンス 等

補助額等

◎補助対象経費

公演等を行うために必要な活動費（配信等を行う場合の費用を含む）

（出演料、稽古費、スタッフ費、諸謝金、音楽費、文芸費、舞台・美術費、会場費、役務・委託費、旅費、借損料、需用費）

◎補助額

- ・補助対象経費のうち、定額補助とする。
- ・補助金（定額）の算定方法は公演等に従事する人員数、その他団体規模等を勘案した補助上限区分（600万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、2,500万円）を設ける。

※補助上限額の中で複数の公演等を実施することが可能。

事業実施期間・スケジュール

◎事業実施期間

交付決定より令和3年12月末まで

ただし、令和3年の緊急事態宣言等以降の活動を支援するために、緊急事態宣言の発令日（令和3年1月8日）まで遡りを認める。

◎スケジュール

4月26日（月）公募開始（予定）

- ・1次募集

募集期間（予定） 4月26日（月）～5月24日（月）

交付決定（予定） 5月中旬～6月下旬

- ・2次募集

募集期間（予定） 6月下旬～7月下旬

交付決定（予定） 7月中旬～8月下旬

- ・3次募集（予算の執行状況により実施しない可能性があります。）

募集期間（予定） 8月下旬～9月下旬

交付決定（予定） 9月下旬～10月下旬

※概算払いを実施。

その他

◎緊急事態措置等を踏まえた対応

2021年1月8日以降に緊急事態措置区域とされた都道府県で実施を予定していた公演活動等（キャンセルになった場合の開催しなくても発生してしまった経費）及び動画作成にかかる経費について定額補助を行う。（経過措置及びまん延防止等重点措置区域における一部取組みを含む。）

◎J-LOD live事業との切り分け

両事業の重複支援を避けるため、両事業による同一公演や同一シリーズへの支援は不可とする。なお、公演の内容、出演者・スタッフが異なる場合等総合的に判断し異なると判断できる場合には両事業に申請できることとする。

◎事前着手

やむを得ない交付決定前の事前着手については対象。

問合せ先

◎事務局

特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）

◎HP

<https://aff.bunka.go.jp>

◎電話番号（コールセンター）

0120-51-0335（9時30分～17時00分）



文化庁 令和2年度第3次補正予算事業

ARTS for the future!

(コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業)

募集要項

2021年4月20日

特定非営利活動法人 **映像産業振興機構**

ARTS for the future!事務局

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル 2F

電話番号(フリーダイヤル) 0120-510-335

※営業時間 9:30~17:00(年末年始は除く)

<https://aff.bunka.go.jp/>

※本募集要項の内容は予告なく変更することがあります
ので、申請前に必ずサイト上で最新版を**確認**ください。

目次

<u>目次</u>	<u>1</u>
<u>1. はじめに</u>	<u>2</u>
<u>2. 補助対象者</u>	<u>8</u>
<u>3. 補助対象となる分野・活動</u>	<u>11</u>
<u>4. 補助金額</u>	<u>18</u>
<u>5. 補助事業対象期間</u>	<u>23</u>
<u>6. 補助対象となる経費</u>	<u>25</u>
<u>7. 申請・実績報告</u>	<u>28</u>
<u>8. 留意事項</u>	<u>37</u>
<u>9. 問い合わせ先</u>	<u>41</u>

1. はじめに

1-1. 補助金概要

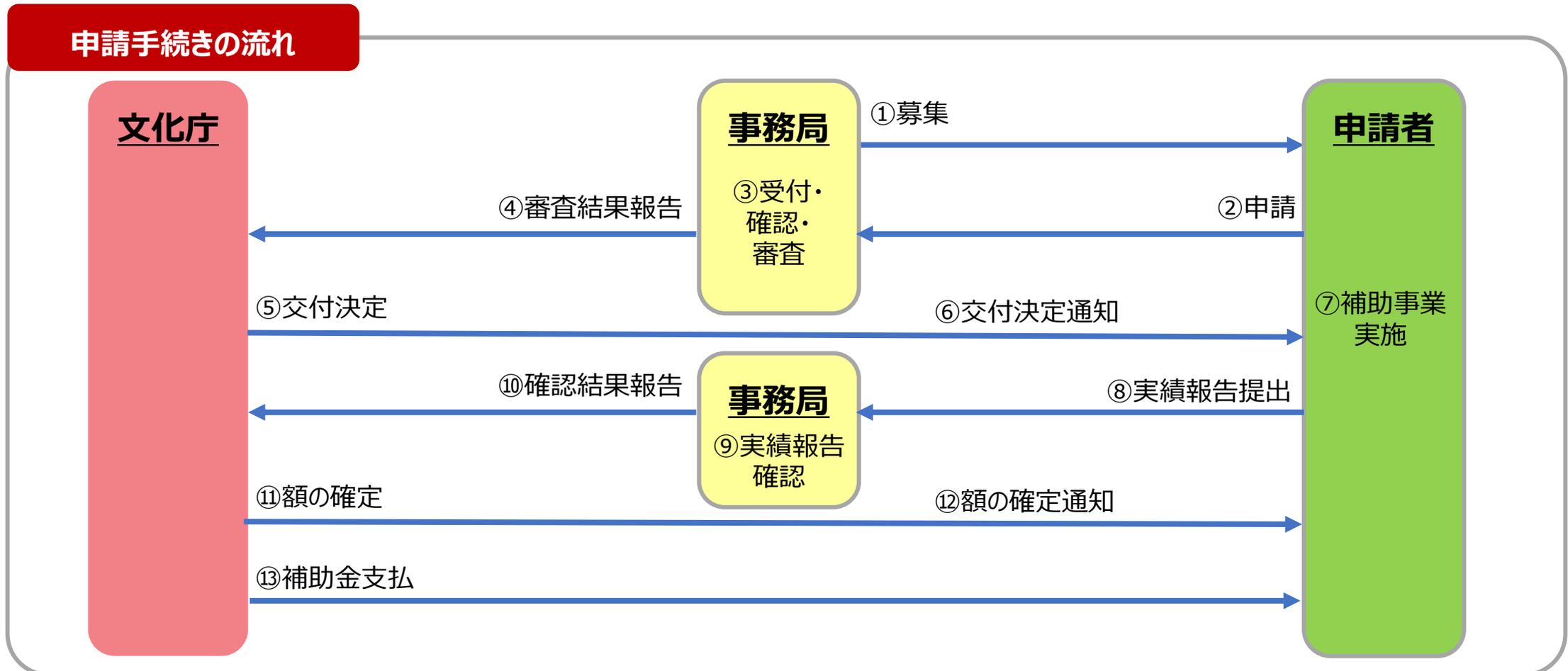
目 的	新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」ウィズコロナ時代における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援します。
対 象 者	以下の(1)または(2)に該当する法人もしくは任意団体が対象となります。(公演等の開催に資金面での責任を持つ者) (1) 国内の文化芸術関係団体 (2) 国内の文化施設の設置者又は運営者
対象となる活動	不特定多数の者に公開する公演や展覧会等の活動を行い、チケット収入等を上げることが前提とした積極的な活動について下記を支援 (1) 充実支援事業 公演・演奏会・コンサート・ライブ、展覧会等を開催し、積極的な取組 (2) キャンセル料支援事業 16ページに示すキャンセル料支援事業対象地域で行う予定であった公演活動等（キャンセルになった場合の開催しなくても発生してしまった経費）及び動画作成
対 象 分 野	◆ 文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野
補 助 金 の 額	◆ 補助金の額は、1団体あたり最大で2,500万円となります。 <ul style="list-style-type: none">1団体は複数の公演等・展覧会等・映画製作をまとめて申請できますが、申請して交付決定されるのは1回のみです。公演等の従事人員数、団体規模等を勘案した補助上限区分（600万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、2,500万円）があります。
スケジュール	◆ 2021年1月8日から2021年12月31日まで に行われる公演等・展覧会等・映画製作が補助対象となります。 ◆ 第1次募集期間：2021年4月26日(月)～2021年5月24日(月) 交付決定予定：5月中旬～6月下旬

※例外がありますので、次ページ以降の記述を必ず確認してください。

1. はじめに

1-2. 申請から補助金支払までの流れ

以下が募集から補助金支払までの申請手続きの流れです。
 実施の事務手続きについてご理解の上、ご申請くださいますようお願いいたします。



※補助金の一部について概算払いを希望する者は、事前に協議を行った上、「⑥交付決定通知」の受領後に申請することができます。

1. はじめに

1-3. 用語集 (1/2)

本書で使われる用語は以下のように定義します。

補助金

本補助金は文化庁令和2年度第3次補正予算による「文化芸術振興費補助金（コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業）」に基づくものです。

補助事業（事業）

本補助金の補助を受けて申請者が実施する事業を「補助事業」といいます。

事業者

本補助金に申請し、補助事業を実施する補助事業者のことを「事業者」といいます。

事務局

文化庁より本補助金に関する事業運営業務の委託を受けた組織を事務局といい、特定非営利活動法人映像産業振興機構(VIPO)内に事務局を設置しています。

対象経費

補助事業の経費は、「対象経費」と「対象外経費」に分類され、補助金の対象となるのは「対象経費」のみです。
※対象経費は費目などの名目ではなく実体で判断されます。

申請

本補助金を利用したい申請者が必要書類を整えてオンライン申請システムで申請することをいいます。

交付決定

補助が決定された事業者に対し、交付決定通知書が発行されます。同通知書の日付が交付決定日となります。

交付決定額

申請された補助金申請額に対して、事務局での確認後、文化庁により決定され交付される金額を交付決定額といいます。交付決定額は、支払われる補助金の最大額を示し、実際に支払われる補助金の額とは異なることがあります。

1. はじめに

1-3. 用語集 (2/2)

補助事業の対象期間

補助対象となる補助事業の対象期間は、公演・展覧会等の場合は、2021年1月8日から2021年12月31日までに実施・開催されるもの、また映画製作の場合は、2021年12月31日までに完成し初号試写が行われ、1年以内に一般有料公開するものを指します。

実績報告

補助事業の完了後に、実施した内容や成果物等をまとめた実績報告を提出する必要があります。実績報告では、実施した活動、その成果物、収支報告書と交付決定額に対応するすべての対象経費の証拠書類を提出していただきます。

実績報告は、遅くとも2022年1月10日までに提出しなければいけません。
(詳細は31ページを参照ください。)

計画変更

事業者が、補助金の交付決定後に、補助事業の内容を変更することを指します。但し、補助事業の目的や補助金の交付決定額に影響を及ぼさずに、補助事業の目的をより効率的に達成するための内容変更や、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微である場合は除きます。

補助金の額の確定

実績報告を受け、報告書その他の書類の審査、また必要に応じて事前の現地調査を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書により通知します。

公演等

不特定多数の者に公開し、チケット収入等を上げることを前提とした会場で有観客で行うイベント等で、チケット販売の際に対象となる日付・時間等が特定される1回の興行を指す。

例: ○○会館公演 X月X日X時の回

取組

申請システムに活動を登録する際の入力単位を「取組」と呼びます。公演・展覧会等の場合は、同一内容、同一場所で実施されるものを一つの取組として扱います。映画製作の場合は、1本の映画を一つの取組として扱います。

例:

公演等 (同一内容・同一場所)
展覧会等 (同一内容・同一場所)
映画製作 (1本)

○○会館での3日間公演
○○展X月X日～X月X日(1会期)
映画『○○』の製作

取組等の関係概念図

補助事業(事業)
(補助金の申請単位)

取組
(活動の入力単位)

- ・ 同一内容・場所の公演・展覧会等
- ・ 1本の映画製作

公演等

1. はじめに

1-4. 申請期間

本補助金は、複数回に分けて募集を行う予定です。
但し、予算の執行状況により募集を行わない可能性があるためご注意ください。

申請期間（1次募集）

- ◆ 1次募集
 - 募集期間：2021年4月26日(月)～2021年5月24日(月) 23:59
 - 交付決定（予定）：2021年5月中旬～6月下旬

追加募集の予定

- ◆ 2次募集
 - 募集期間（予定）：2021年6月下旬～7月下旬
 - 交付決定（予定）：2021年7月中旬～8月下旬

- ◆ 3次募集（予算の執行状況により実施しない可能性があります。）
 - 募集期間（予定）：2021年8月下旬～9月下旬
 - 交付決定（予定）：2021年9月中旬～10月下旬

1. はじめに

1-5. 申請方法・問い合わせ先

申請方法

申請は以下のWebサイトから、オンライン申請システムにて入力・提出を行ってください。

なお、書面での郵送等は受付けておりませんので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

「ARTS for the future!」特設Webサイト : <https://aff.bunka.go.jp/>

特設WebサイトのFAQもご参照ください。



申請等のお問い合わせ先

ARTS for the future!事務局

〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

TEL: 0120-510-335 FAX: 03-3543-7533

2. 補助対象者

2-1. 補助対象者

補助対象者

文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野で公演等の主催の実績のある文化芸術団体及び文化施設（劇場、音楽堂等、美術館、博物館等の設置者）

（1）国内の文化芸術関係団体（地方公共団体を除く）

以下のイ又はロ又はハのいずれかに該当する団体

- イ. 団体としての公演等の主催の実績がある法人格を有する文化芸術団体
- ロ. 公演等の主催の実績を有する者が中核となり設立した法人格を有する文化芸術団体
- ハ. 法人格を有しないが、以下の①から③のいずれかの団体で、*の要件を充たしている団体

- ① 公演等活動の主催の実績を有する任意団体
- ② 公演等活動の主催の実績を有する者が中核となる任意団体
- ③ 公演等活動の主催の実績を有する団体等が中核団体となる実行委員会

* 定款に類する規約等を有し、以下について明記されていること

- 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- 自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること
- 団体活動の本拠としての事務所を有すること

（2）国内の文化施設の設置者又は運営者

主催事業を実施している国内の文化施設の設置者又は運営者

（文化施設の設置者又は運営者である地方公共団体、独立行政法人を含む）

※ 構成員や関与する個人や団体に報酬等を支払う団体であること

※ 38ページに記載する「申請できない活動・団体」に該当するものを除く

2. 補助対象者

2-2. 補助対象者となる団体・施設の具体例

補助対象者となる文化芸術関係団体の具体例

- ・ 公演等活動の主催者の実績がある法人格を持つ文化芸術団体
- ・ 団体として公演等活動の主催者の実績を有する任意団体
- ・ 個人として公演等活動の主催者の実績を有する者が中核となる任意団体
- ・ 公演等活動の主催者の実績を有する団体が中核となる実行委員会

補助対象者となる国内文化施設の具体例

- 主催事業を実施している施設の設置者
(文化施設の設置者又は運営者である地方公共団体、独立行政法人を含む)
 - ・ 文化施設とは以下のものを含みます。
 - ✓ 劇場・音楽堂等
 - ✓ ライブハウス等
 - ✓ 映画館
 - ✓ 美術館・博物館等

2. 補助対象者

2-3. 補助金の申請主体の判定基準例

補助金の申請ができるかどうかの判定基準として、公演・展覧会等の主催者として、公演等の開催に資金面での責任を持つ者であるかどうか判定基準となります。

申請主体の判定基準例

- | | | |
|------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 実演家、スタッフ等 | ----- X ----- | 本補助金では、公演等を実施する団体を支援することにより、フリーランスの個人やスタッフ会社にも支援が届くことを意図しております。 |
| 映画館 | ----- X / O ----- | 全国的に広報・宣伝され公開される作品の上映に関わる活動は対象とはなりません。映画館として、主体的に特色ある作品や作品群を積極的に選定し、広報・上映公開する活動を対象とします。 |
| ライブハウス等の運営者 | ----- O ----- | 不特定多数を対象とした主催公演等を実施する者で、適切な内部規定等が具備されていれば対象となります。（但し、貸館行為のみを行う場合は対象となりません。） |
| 複数の文化施設の設置者又は運営者 | ----- O ----- | 施設ごとではなく法人等単位の申請となります。（但し、設置者が異なる地方公共団体の施設の管理を行っている場合は、地方公共団体別の申請を可能とします。） |
| いわゆる売り公演を行う劇団等 | ----- X ----- | 売り公演の場合、劇団は申請主体となりません。会場となる劇場等が主催公演として実施する場合は、主催する劇場等が対象となります。 |
| 貸館を行う劇場所有者及び運営者 | ----- X ----- | 貸館の場合、劇場は申請主体となりません。劇場を会場として、劇団等が主催公演として実施する場合は、主催する劇団等が対象となります。 |
| 公演や展覧会等を行う民間企業等 | ----- O ----- | 民間企業や民間ホールが主催して行う公演や展覧会等は対象となります。 |

3. 補助対象となる分野・活動

3-1. 補助対象分野

以下の文化芸術分野が補助対象となります。

<公演等>

音楽	ポップス/ロック	演歌	クラシック	ジャズ	等			
演劇	演劇	ミュージカル	等					
舞踊	バレエ	現代舞踊	等					
伝統芸能	能楽	文楽	歌舞伎	雅楽	組踊	邦楽	日本舞踊	等
大衆芸能	落語	漫才	講談	漫談	浪曲	等		
生活文化	茶道	華道	等					
国民娯楽	囲碁	将棋	等					

<展覧会等>

美術 等※1	絵画	彫刻	等
映画上映	映画祭	等	
マンガ※1	マンガ	等	

<映画製作>

映画製作※2	劇映画	記録映画	アニメーション映画
--------	-----	------	-----------

※1：展示即売会を含みます。

※2：映画製作は、映倫番号を取得し、有料一般公開を行うものが対象となります。

3.補助対象となる分野・活動

3-2.補助対象となる活動

以下の（１）または（２）、もしくはその両方を本補助金の対象とします。

対象となる活動

（１）充実支援事業

- 不特定多数の者に公表する公演や展覧会等の活動を行い、チケット収入等を上げることを前提とした積極的な活動で、新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、文化芸術活動の持続可能性を強化する取組。

（２）キャンセル料支援事業

- 16ページに示すキャンセル料支援事業対象地域（2021年1月8日以降に緊急事態措置区域、経過措置及び2021年4月1日以降まん延防止等重点措置区域とされた都道府県）で実施を予定していた公演活動等（キャンセルになった場合の開催しなくても発生してしまった経費）及び動画作成。

上記の活動については、下記を満たす必要があります。

- ・ 申請者が主催者として関与する活動であること
- ・ 当該活動について、出演等する個人や団体に報酬を支払うものであること
- ・ 不特定多数の人を集めて開催するものであること
- ・ 国内の公演・展覧会等の活動であること※
- ・ 公演等実施時点における新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針・要請等及び業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に反しないこと

※ 国内の活動であっても、海外の実演家等を招聘するだけの公演は対象とはしません。但し国内団体が主体的に関与している公演等は対象となります。

<映画上映・製作について>

- ・ 映画上映については、全国的に広報・宣伝され公開される作品の上映に関わる活動は対象とはなりません。映画館として、主体的に特色ある作品や作品群を積極的に選定し、広報・上映公開する活動を対象とします。
- ・ 映画製作は、映倫番号を取得し、有料一般公開を行うものが対象となります。概ね20分以上の作品で、有料一般公開（3日以上）を行うものを対象としています。（初号試写から1年以内に上映できない場合には、補助金の返還が必要です。）

※38ページに記載する「申請できない活動・団体」に該当するものを除く

3.補助対象となる分野・活動

3-3.補助対象となる活動：積極的な活動の具体例

補助対象となる公演等における積極的な取組事例として、以下のような例も補助対象となります。

積極的な取組の具体例

(1) 公演、演奏会、コンサート、ライブ等

- ・ 既公演の演出を変えて実施する公演
- ・ 新作若しくは当該団体が過去3年間で上演実績がなかった演目の公演
- ・ 他の文化芸術関係団体とコラボレーションした公演
- ・ 新たな専門性を有する実演家等を招聘し実施する公演
- ・ 経験年数が少ない若手に役を配分して実施する公演
- ・ 有観客で公演等を行うとともに、オンライン配信等を行い顧客の拡大に取り組む公演
- ・ 新たな顧客を獲得するために鑑賞の仕方等の解説をした上で行う公演
- ・ 観客との交流など来場者拡大に資する施策を付加した公演 等

(2) 映画製作

- ・ 有料一般公開を行う新作映画の製作 等

(3) 展覧会等（作品の展示即売を含む）

- ・ 企画展、常設作品のテーマ展示、新作の展示
- ・ 教育普及プログラム、ワークショップ、地域ゆかりの作家と共同して制作するプログラムを実施した上で行う展示
- ・ 映画上映（映画祭、監督特集） 等

(4) ジャンル複合

- ・ 展覧会も含んだ公演、ギャラリー空間で行うパフォーマンス 等

3.補助対象となる分野・活動

3-4.補助対象となる活動の判定基準例 (1/2)

対象となる活動の判定基準例

- | | | |
|------------------------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学生団体等の無料公演 | ----- X ----- | 本補助金はプロの方へお金が渡ることや業界を回していくことを目的としており、原則としてアマチュアによる無料公演は対象となりません。 |
| スポンサー収入による無料公演 | --- O --- | 観客の参加料は無料であっても、スポンサー収入や協賛金など外部資金を確保するとともに出演者等へ報酬を支払う場合は、対象となります。但し、商業施設等で行う販売促進や宣伝等を目的とした無料集客イベント等は対象となりません。 |
| 販売促進や宣伝等を
目的としたイベント | ----- X ----- | 一般的な商品の販売促進や宣伝等を主たる目的としたイベントは対象となりません。 |
| オンライン配信のみの実施 | ----- X ----- | 不特定多数の人を集めて開催する公演や展覧会等ではないため、対象とはなりません。 |
| 海外からの招聘者による公演 | - X / O - | 単に海外のアーティストを招聘するだけの公演は対象となりません。但し、国内を主な拠点として活動している者がその実演に主体的に関与している公演等は対象となります。
(例えば、主役、演出家、舞台監督、制作監督、プロデューサー若しくはステージマネージャー等が当該国内活動者の場合や、出演者の過半数が当該国内活動者の場合)
なお、その出演者の一部を海外から招聘するための旅費については対象経費となります。 |
| 海外での公演 | ----- X ----- | 本事業は、新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体や文化施設が国内で行う活動に限定しています。 |

3.補助対象となる分野・活動

3-4.補助対象となる活動の判定基準例 (2/2)

対象となる活動の判定基準例

アマチュア団体が行う
コンクールや展覧会等



本事業は、不特定多数の者が参加する有料公演等を行うプロの団体を支援するものですので、対象とはなりません。参加者が出展料等を支払う必要がある活動は対象とはなりません。但し、出展料等を主催者に支払う場合でも作品等を販売する場合は対象となります。

美術館等の常設展



常設展をそのまま開催する場合は対象となりません。但し、常設展に観客増加の施策等を付加したり、所蔵作品のテーマ展示を開催する場合は、支援対象となる可能性があります。

シンポジウムの開催



シンポジウムの開催は原則対象となりません。但し、公演に付随させて観客とのワークショップを開催するようなスキームであれば対象となります。

有料一般公開を行う
新作映画の製作



映画製作は、映倫番号を取得し、有料一般公開を行うものが対象となります。

映画の一般上映



映画の一般上映については、全国的に広報・宣伝され公開される作品の上映に関わる活動は対象とはなりません。

特色ある映画作品や作品群の
特別上映



映画館として、主体的に特色ある作品や作品群を積極的に選定し、広報・上映する活動を対象とします。例えば、ミニシアター等が開催する「〇〇映画週間」や「〇〇映画祭」など特色あるプログラムは対象となります。

3. 補助対象となる分野・活動

3-5. キャンセル料支援事業について (1/2)

キャンセル料支援事業については、以下のものを対象に補助します。

補助対象となるキャンセル料について

1. キャンセル料支援事業について、以下の2点を満たすものに限り、対象となります。〈2021年4月20日時点〉

- 以下に示す「キャンセル料支援事業対象地域」において、イベント開催制限や施設利用に関する協力依頼等により開催等を自粛（延期・中止）する（した）公演等
- 以下に示す「キャンセル料支援事業対象期間」に予定されていたもの

2. キャンセル料支援事業対象地域

- ・ キャンセル料支援事業対象地域は、以下の3つに該当する区域を指します。
 - a. 2021年1月7日以降に、緊急事態措置区域とされた都道府県
 - b. 緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置）
 - c. 2021年4月1日以降にまん延防止等重点措置区域とされた都道府県

3. キャンセル料支援事業対象期間

- ・ 別紙「キャンセル料支援事業対象地域一覧」に示す都道府県ごとの緊急事態措置期間、経過措置期間、まん延防止等重点措置期間を指します。

4. キャンセル料支援事業の例外適用

- ・ 以下の要件をいずれも満たす場合は、一部の公演等がキャンセル料支援事業対象地域以外でも、キャンセル料支援事業の対象に含めることができます。
 - ① 上記1に該当する公演等の収入予定額が、ツアー全体の収入のうち、50%以上を占める場合
 - ② コンサートツアーを構成するすべての公演を延期・中止した場合※但し、2021年1月7日より前に実施予定であった公演等は対象とはなりません。

3. 補助対象となる分野・活動

3-5. キャンセル料支援事業について (2/2)

補助対象となるキャンセル料について

5. 補助対象となる費用

- 前ページ「2. キャンセル料支援事業対象地域」で該当する区域ごとに、以下に当てはまる自粛した公演活動等の開催準備のために発生した経費と、「6. 活動の積極性の担保」のためのPR動画作成等の経費が対象となります。
 - 緊急事態措置区域とされた都道府県：**
緊急事態措置期間内に開催予定であった公演等の費用のうち、別紙「キャンセル料支援事業対象地域一覧」で示す発注時期よりも前に発注した一部または全部の費用
 - 緊急事態措置区域から除外された都道府県（経過措置）：**
2020年12月23日発出の事務連絡※より引き続き厳しいイベント開催制限が課されている、公称座席数20,000人以上の会場において実施予定であった公演等の費用のうち、別紙「キャンセル料支援事業対象地域一覧」で示す発注時期よりも前に発注した一部または全部の費用
 - まん延防止等重点措置区域とされた都道府県：**
2020年12月23日発出の事務連絡※より引き続き厳しいイベント開催制限が課されている、公称座席数10,000人以上の会場において実施予定であった公演等の費用のうち、別紙「キャンセル料支援事業対象地域一覧」で示す発注時期よりも前に発注した一部または全部の費用

6. 活動の積極性の担保

- すでに延期・中止された公演等についてはその活動の積極性を確認することができないため、延期・中止公演に関連する内容のPR動画（長さは概ね5分以上を目安とします。）を制作し発信いただくことで、活動の積極性を担保します。
- そのため、キャンセル料支援事業の申請には動画作成・発信いただくことが必須となります。

4. 補助金額

4-1. 補助金の額

補助金の額については、以下のルールに基づき決定されます。

補助金の額

- 補助金の額は、1団体当たり最大で2,500万円となります。
- 公演等の従事人員数や事業者の団体規模等に応じて、補助上限額（600万円、1,000万円、1,500万円、2,000万円、2,500万円のいずれか）が設定されます。詳しくは、次ページの補助上限額の区分をご確認ください。

1法人/団体 = 1交付決定のルール

- 1団体は複数の公演等・展覧会等・映画製作をまとめて申請できますが、申請して交付決定されるのは1回のみです。
- 充実支援事業とキャンセル料支援事業をどちらも申請したい場合は、1回の申請でまとめて記載するようにお願いします。
- 複数の文化施設やさまざまなジャンルの公演等を有している法人であっても、法人単位の申請をお願いします。但し、設置者が異なる地方公共団体の施設の管理を行っている場合は、地方公共団体別の申請を可能とします。

補助率

- 本補助金は、補助対象となる経費全額か、補助上限額のどちらか小さい金額を補助します。



4. 補助金額

4-2. 補助上限額の区分（公演等の場合）

公演等（主として人が演じるもの（舞台芸術））の場合は、補助事業に従事する人員の規模をベースに、補助上限額の区分を決定します。

但し、従事人員規模を適正に把握できないことを想定して、①もしくは②の補正基準を適用できます。

区分	補助額の 上限	1回当たりの 従事人員規模 (計画)	補正基準（過去実績）	
			①団体の 年間収入規模	②主催した公演等の会 場の年間延べ総座席数
I	600万円	50人未満	-	-
II	1,000万円	50人以上	3億円以上	3万席以上
III	1,500万円	80人以上	5億円以上	5万席以上
IV	2,000万円	120人以上	7.5億円以上	7.5万席以上
V	2,500万円	170人以上	10億円以上	10万席以上

- ✓ 具体的な従事人員の規模の算出方法は、22ページをご確認ください。
- ✓ 区分II～Vに該当する団体は関係資料をご提出いただくことがあります。
- ✓ 団体としての主催実績がなく、個人としての主催実績に基づき申請する任意団体は、区分Iを適用します。
- ✓ 「団体の収入規模」を補正基準として利用する場合、過去4年間のうち、最も収入規模が大きい年度の財務諸表を提出してください。

なお、団体の収入規模は、文化芸術分野に関する収入のことを指します。

- ✓ 「主催した公演等の会場の年間延べ総座席数」を補正基準として利用する場合は、実際に売れたチケット数ではなく、1年間の主催した公演等の会場の総座席数を計算して提出してください。その際、過去4年間のうち、最も総座席数が多くなる年度を選択してください。

4. 補助金額

4-2. 補助上限額の区分（展覧会等の場合）

展覧会等（主として美術作品等を見せるもの）の場合は、補助事業に従事する人員の規模をベースに、補助上限額の区分を決定します。

但し、従事人員規模を適正に把握できないことを想定して、①もしくは②の補正基準を適用できます。

区分	補助額の 上限	1会期当たりの 従事人員規模 (計画)	補正基準（過去実績）	
			①団体の 年間収入規模	②主催した展覧会等の 年間総入場者数
I	600万円	50人未満	-	-
II	1,000万円	50人以上	3億円以上	20万人以上
III	1,500万円	80人以上	5億円以上	35万人以上
IV	2,000万円	120人以上	7.5億円以上	50万人以上
V	2,500万円	170人以上	10億円以上	65万人以上

- ✓ 具体的な従事人員の規模の算出方法は、22ページをご確認ください。
- ✓ 区分II～Vに該当する団体は関係資料をご提出いただくことがあります。
- ✓ 団体としての主催実績がなく、個人としての主催実績に基づき申請する任意団体は、区分Iを適用します。
- ✓ 「団体の収入規模」を補正基準として利用する場合、過去4年間のうち、最も収入規模が大きい年度の財務諸表を提出してください。
なお、団体の収入規模は、文化芸術分野に関する収入のことを指します。
- ✓ 「主催した展覧会等の年間総入場者数」を補正基準として利用する場合は、実際に売れたチケット数ではなく、1年間の主催した展覧会等の総入場者数を計算して提出してください。その際、過去4年間のうち、最も総入場者数が多くなる年度を選択してください。

4. 補助金額

4-2. 補助上限額の区分（映画製作の場合）

映画製作の場合は、映画製作費を基準に、補助上限額の区分を決定します。

区分	補助額の 上限	映画製作費
I	600万円	-
II	1,000万円	6,000万円以上
III	1,500万円	1億円以上
IV	2,000万円	1.5億円以上
V	2,500万円	2億円以上

- ✓ 区分II～Vに該当する団体は関係資料をご提出いただくことがあります。
- ✓ 映画製作費は申請事業の1件当たりの費用を指します。
- ✓ 団体としての主催実績がなく、個人としての主催実績に基づき申請する任意団体は、区分Iを適用します。

4. 補助金額

4-3. 活動に従事した人員の考え方

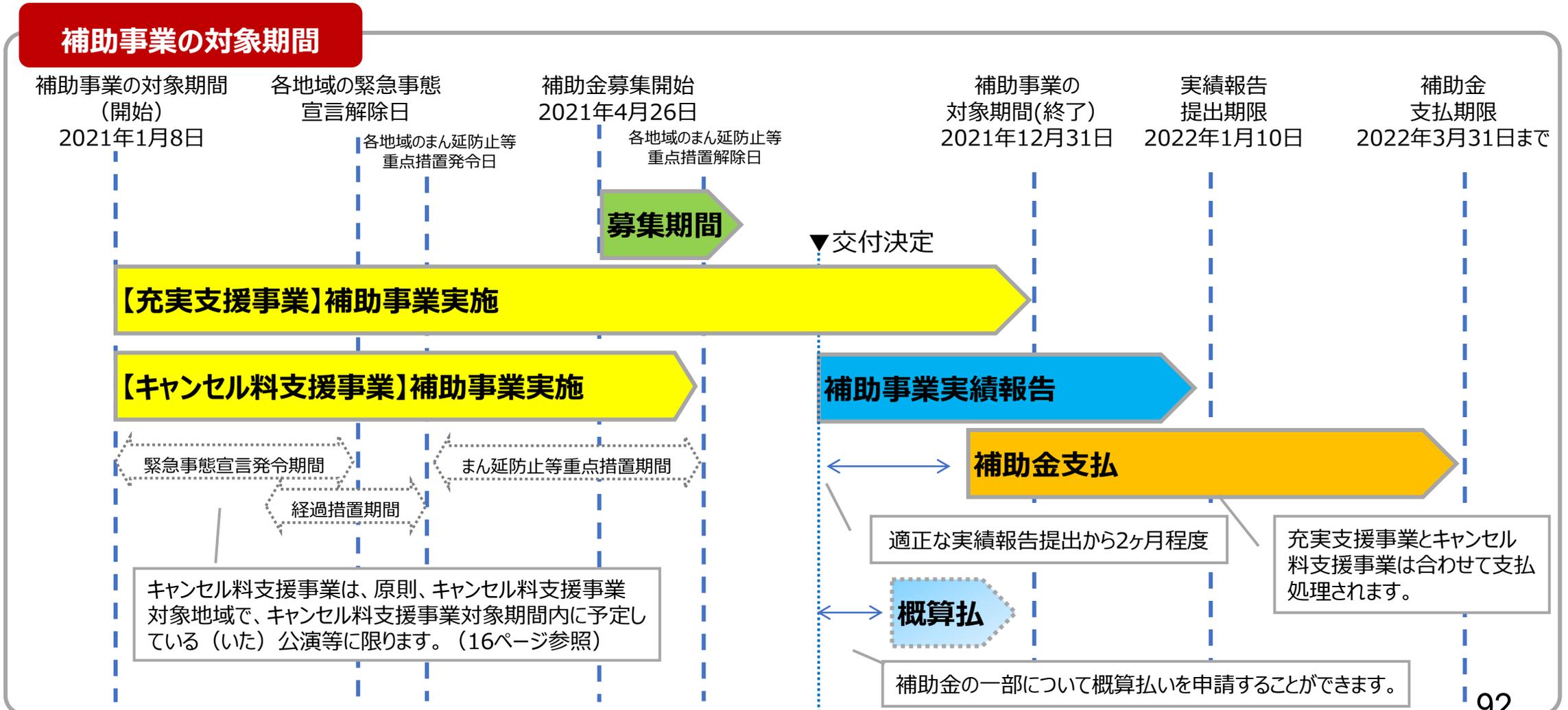
活動に従事した人員の考え方

- 活動に従事した人員の計算に含める対象として、専門的な技能が必要となる下記の者を原則としています。（公演等の実施日のみに従事した場合は、1日当たり1.5万円以上の賃金相当額の支払いを受けることを目安とします。但し、複数日に渡って従事した場合には上記の目安を下回ることも可能です。）アルバイトの警備員等は専門的な技能者とは考えないためカウントできません。
 - ◆ 公演等
 - 出演者等
 - 演出者等（演出、脚本 等）
 - 制作スタッフ等（音響、照明、大道具、小道具、衣装、メイク 等）
 - ◆ 展覧会等
 - 出展者等（但し、出展料等を主催者に支払う出展者については「従事した人員」にはカウントできません。15ページ「アマチュア団体が行うコンクールや展覧会等」参照）
 - 企画スタッフ等（学芸員、キュレーター 等）
 - 展示スタッフ等（会場設営、輸送 等）
- 原則、事務職員は含めません。
- 従事人員については、延べ数ではなく、実数（1人が複数の役割を果たしている場合、重複はできません）で計算してください。
- 公演等については1回単位で算出してください。複数の公演等を申請する場合は、1公演毎の人数を平均して算出してください。
- 展覧会等については1会期単位で算出してください。複数の展覧会等を申請する場合は、対象会期毎の人数を平均して算出してください。

5. 補助事業対象期間

5-1. 補助事業対象期間

補助事業の対象期間は、2021年の緊急事態宣言下における活動を支援するために、緊急事態宣言の発令日（2021年1月8日）まで遡り、2021年1月8日から2021年12月31日までとなります。



5. 補助事業対象期間

5-2. 補助事業対象期間に関する注意点

補助事業の対象期間に関する注意点は以下になります。

補助事業の対象期間に関する注意点

- 緊急事態宣言の発令期間中に実施した公演等も対象となります。
 - 緊急事態宣言下における文化芸術関係団体等の活動を支援するために、緊急事態宣言の発令日（2021年1月8日）まで補助事業の対象期間の開始日を遡る運用にします。
- キャンセル料支援事業の対象となるのは、原則、キャンセル料支援事業対象地域で行う予定だった、キャンセル料支援対象期間内の公演等のみになります。（16ページ 及び 別紙「キャンセル料支援事業対象地域一覧」参照）
- 緊急事態宣言の発出という状況を踏まえ、会場費等の手付金の支払いなど、2021年1月8日以前にかかった経費も対象となる場合があります。
- 映画製作は2021年12月末までに完成し初号試写が行われること、かつ、初号試写から1年以内に有料一般公開することが条件となります。

6. 補助対象となる経費

6-1. 補助対象経費・補助対象外経費

補助対象となる経費と対象外となる主な経費は以下の通りです。
 補助事業のために事業者自身が支出し、事業者名義の証拠書類が確認できる経費のみが対象です。

補助対象となる経費

【人件費】		【物件費】	
出演費	(出演料 等)	音楽費	(作曲費、編曲費 等)
稽古費	(稽古料、リハーサル費 等)	文芸費	(監督料、脚本料、演出料、監修料、振付料 等)
スタッフ費	(音響・照明スタッフ費、会場整理員等賃金 等)	舞台・美術費	(大道具、小道具、衣装費、照明機材費 等)
諸謝金	(講師謝金、指導謝金、翻訳謝金 等)	会場費	(会場施設使用料、稽古場使用料 等)
		役務・委託費	(運搬費、広告宣伝費、映倫審査費、配信費 等)
		旅費	(交通費、宿泊費 等)
		借損料	(楽器借料、作品借料、権利使用料、付帯設備費 等)
		需用費	(消耗品費、印刷製本費、感染予防対策費 等)

※スタッフ費等を同一の会社一括にして支払う場合は、人件費のスタッフ費に計上してください。
 ※音楽費、文芸費については概ね委託関係にあることから物件費に含めていますが、直接個人に支払う場合は人件費のスタッフ費に計上するようにしてください。
 ※映画製作については、製作費用だけが対象となり、配給や興行にかかる経費は対象となりません。

補助対象外経費

- ✓ 物販関係費
- ✓ 飲食関係費
- ✓ 交際・接待費
- ✓ 事務用備品購入費
- ✓ 切手代、印紙代、金券類
- ✓ 振込手数料
- ✓ 本補助金の申請、実績報告にかかる費用
- ✓ 社内人件費※1
- ✓ 国内消費税 等

※1:申請した活動にかかる、企画制作や運営、広報等に従事したスタッフの方については、当該活動に従事した時間とそれ以外の活動に従事した時間とを切り分け、適正に管理できるものは、対象経費となります。ただし、当該活動とは関係のない作業については対象となりません。

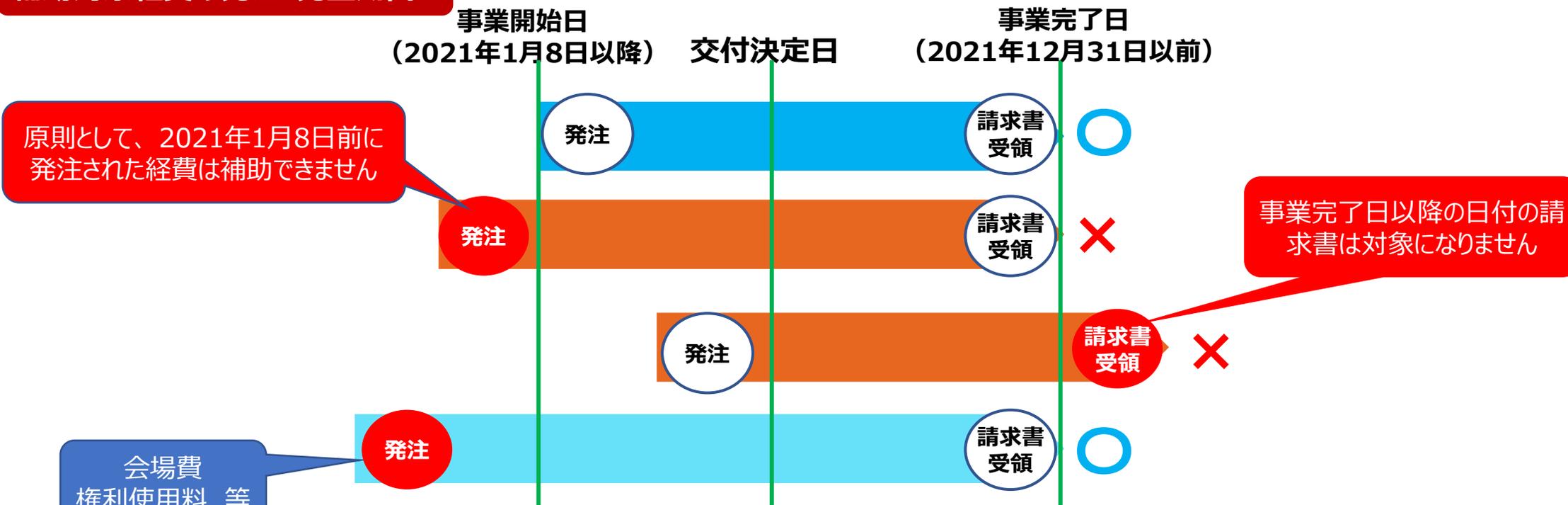
6. 補助対象となる経費

6-2. 対象となる経費の発注・発生期間

補助の対象となる経費の考え方は以下の通りです。

- 原則として、事業開始日（2021年1月8日以降の日付）以降に発注し、事業完了日（2021年12月31日以前の日付）までに請求書を受領したものが補助対象経費となります。
- やむを得ない事情により2021年1月8日より前に発注した会場費、権利使用料は、補助対象経費として認められる場合があります。
- 原則として、補助事業のために事業者自身が支出し、事業者名義の証拠書類が確認できる経費のみが対象です。

補助対象経費の発注・発生期間



※キャンセル料支援事業の場合は、2021年1月8日より前に発注した会場費、権利使用料以外の費用も補助対象経費として認められる場合があります。

6. 補助対象となる経費

6-3. 他の補助金との重複について

同じ取組（公演等、展覧会等、映画製作）に対して他の公的な補助金・助成金等を二重に受けることはできません。

他の公的な補助金・助成金等を受けている場合



一つの公演を実施するにあたって、複数の補助金・委託費を財源とすることはできません。

また、J-LODlive、J-LODlive2、J-LODr2③については、複数の補助金による同一シリーズの公演等は支援はできません。なお、公演の内容、出演者・スタッフが異なる場合等、総合的に判断して異なると判断できる場合には、複数の補助金に申請できます。

【他の補助金との判断例】

シリーズ公演等で、どのような場合に他の補助金にも申請できるか例を示します。

- ❌ 申請できないケース： 全国ツアーのうち東京での連続公演をJ-LODliveに申請している場合、同じツアーの他の地域での公演は申請できません。
- ⊙ 申請できるケース： 全国ツアーの期間を延長して、新たなゲスト出演者を招いて違うセットリストに変更して行う追加公演

7. 申請・実績報告

7-1. 申請に必要な書類の概要 (1/2)

具体的な申請に関する手続きは、別途、「申請の手引き」に記載します。
ここでは、申請するにあたり事前に準備いただく必要がある項目について、概要を示します。

団体情報

入力・添付する情報 (サマリー)	採択実績※1		提出方法
	あり	なし	
法人名・団体名	○	○	システム入力
代表者役職・氏名	○	○	
郵便番号・住所・電話番号	○	○	
実績ID (継続支援事業・J-LODlive・J-LODlive2) ※1	○	—	
文化芸術の分野	○	○	
誓約書	○	○	
団体証明書 (実績ID・文化庁支援事業実績(R2年度) があれば不要) 法人：法人登記簿謄本 (申請日前3か月以内に発行された「履歴事項全部証明書」) 団体：定款等に類する規約	—	○	ファイル添付
(任意団体の場合) 代表者本人確認書類	○	○	
決算書	— ※2	○	
実績証明書 《主催公演等の実績》	— ※3	○	

※1：文化庁令和2年度第2次補正予算事業「文化芸術活動の継続支援事業」、経済産業省令和2年度第1次補正予算「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金 (J-LODlive)」、または第3次補正予算「コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金 (J-LODlive2)」での採択実績及び採択された際に発行されたIDを指す。

※2：「団体の収入規模」を補正基準として利用する場合、過去4年間のうち、最も収入規模が大きい年度の決算書を提出してください。

※3：継続支援事業・J-LODlive・J-LODlive2・文化庁支援事業において、実施済みの公演等がない場合は、提出が必要です。

7. 申請・実績報告

7-1. 申請に必要な書類の概要 (2/2)

事業申請

入力・添付する情報 (サマリー)		補助上限額区分※1		提出方法
		I	II以上	
事業名称・概要		○	○	システム入力
事業開始日・完了日※3		○	○	
取組別	取組名称・分野	○	○	
	実施する都道府県・会場名	○	○	
	取組の内容・積極的な活動の種類	○	○	
	実施スケジュール	○	○	
	補助対象経費・補助対象外経費・収入 (見込)	○	○	
補助金上限額ランク		○	○	
従事する人員数・従事する人員リスト		○	○	入力/添付
補正基準の実績を証明する書類		—	該当者のみ	ファイル添付
収支計画書		— ※2	○	
振込先口座情報・口座情報の確認書類 (事業者名義の口座に限る)		○	○	入力/添付

補助金申請額が、チケット収入等の自己収入額を大幅に上回る場合は、収支計画書を詳細に確認させていただくことがあります。

※1：文化庁が定める補助上限額の区分 (19～21ページ参照)

※2：区分 I の場合であっても、①～③のいずれかに該当する場合は、収支計画書の提出が必要です。

①収入 (見込) の2倍を超える補助金の申請となる場合、②継続支援事業・J-LODlive・J-LODlive2・文化庁支援事業(R2年度) に採択されたことのない団体、③映画製作の場合

※3：事業開始日は、補助事業実施のため経費が発生する発注を行う日 (2021年1月8日以降)、事業完了日は、予定された補助事業をすべて終了し、すべての経費が確定 (事業者が請求書または領収証等を受領) する日 (2021年12月31日以前) になります。

7. 申請・実績報告

7-2. 実績報告に必要な書類の概要

具体的な実績報告に関する手続きは、別途、「実績報告の手引き」に記載します。ここでは、実績報告の概要を示します。

実績報告

入力・添付する情報（サマリー）		提出方法
事業名称・概要		システム入力
事業開始日・完了日		
取組別	取組名称・分野	
	実施した都道府県・会場名	
	取組の内容・積極的な活動の種類	
	実施スケジュール	
取組の内容が分かる資料（写真、成果物等） / 積極的な活動を担保するPR動画（キャンセル料支援事業の場合）		添付ファイル
補助対象経費・補助対象外経費・収入（実績）		システム入力
従事した人員数・従事した人員リスト		入力/添付
収支報告書		添付ファイル
証拠書類(請求書、領収証等)		

7. 申請・実績報告

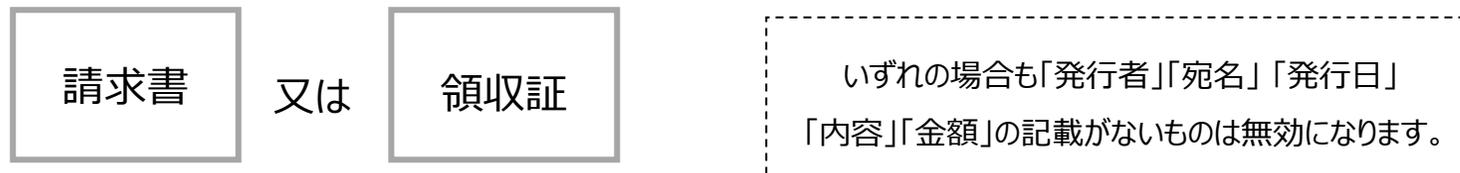
7-3. 実績報告時にご提出いただく証拠書類について

実績報告をいただく際に、対象となるすべての経費について証拠書類が必要となります。
原則として、補助事業のために事業者自身が支出し、事業者名義の証拠書類が確認できる経費のみが対象です。

証拠書類について

- 証拠書類として、金額確定の証拠が必要になります。
- 実績報告で提出いただく請求書・領収証等の証拠書類は、原則として、補助事業の開始日～完了日（26ページをご参照ください。）の日付である必要があります。

【金額確定の証拠】



※内容の明細が不明瞭な際は、「見積書」「料金表」「請求明細」「納品書」「検収書」等で補完してください。

※請求書を証拠書類として提出された場合、その支払記録についても必ず保管するようにしてください。事務局・文化庁・国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておく必要があります。

【名義が異なる証拠書類の例】

以下のように事業者名義ではない証拠書類は無効となりますのでご注意ください。

- ✓ 旅費の宿泊費の領収証： 領収証の宛先が従業員の個人名（「文化 太郎 様」など）

注）補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

7. 申請・実績報告

7-4. 事業者自身が会場を所有・運営している場合

事業者自身が公演会場、展覧会会場等を所有・運営している場合、施設維持費が補助対象経費となる考え方は以下の通りです。

事業者自身が公演会場、展覧会会場を所有・運営している場合の、施設維持費の補助対象経費の算出方法

N月の公演等スケジュール (計 11公演等)

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

N+1月の公演等スケジュール (計 6公演等)

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

※ ○の日が公演等日とする

開催期間中の会場借料見合の費用として、施設維持費（減価償却費、固定資産税相当額、会場賃料等）を計上することができます。算出の際は、補助事業で使用した日数分を按分し計上してください。

左記の場合、公演等が実施された17日間が補助対象経費となります。

【計算方法例①：年額請求の場合】

年額請求となる費用から補助対象経費を算出（例：減価償却費、固定資産税相当費用等）

年間の費用のうち 17 日分の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\text{補助対象経費} = \text{「費用」} \times 17/365$$

【計算方法例②：月額請求の場合】

月額請求となる費用から補助対象経費を算出（例：会場賃料等）

月間の費用のうち 11日分（N月）と6日分（N+1月）の費用が対象となるため、補助対象経費は以下の通り。

$$\text{N月：補助対象経費} = \text{「費用」} \times 11/30$$

$$\text{N+1月：補助対象経費} = \text{「費用」} \times 6/31$$

※上記で算出した補助対象経費は、端数切り捨てとしてください。

※キャンセル料支援事業の場合も対象となります。

7. 申請・実績報告

7-5. 交付額事後調整

補助金の支払額は、チケット収入等(来場チケット、オンライン鑑賞チケットともに含む)の総額が事業全体の経費の総額を超えた場合、その差額の1/2を補助金額から減額します。但し、以下の①～③のいずれかに当てはまる場合はその限りではありません。

交付額事後調整の対象とならないもの

- ①公演等において動員人数が活動の延べ人数で3万人を超えない事業
- ②展覧会等において動員人数が活動の延べ人数で20万人を超えない事業
- ③リアルタイムフル配信を行う有観客の公演等

※映画製作の場合は、有料一般公開後1年間の当該映画の観客動員人数が延べ30万人を超える場合、調整が必要です。

7. 申請・実績報告

7-6. シンボルマーク等の表記について

交付決定を受けた事業については、当該事業の実施に際して作成するリリース、ポスター、チラシ、パンフレット、プログラム、映像作品、配信映像、上映、上演等に本補助金のロゴマーク若しくは「ARTS for the future!」の補助対象である旨を表記してください。

<重要> 以下のクレジット例を参考にして、表記してください。

<表記例>



文化庁「ARTS for the future!」補助対象事業

以下のいずれかの形で表記をお願いします。

- ① □ゴ+テキスト
- ② □ゴのみ
- ③ テキストのみ

下記サイトにロゴデータとガイドラインが掲載されていますのでご確認ください。

<https://aff.bunka.go.jp/uploads/AFF-logoset.zip>



【文化庁ロゴ】

文化庁のロゴについても掲載いただくことができます。

下記サイトにロゴデータとガイドラインが掲載されていますのでご確認ください。

<https://www.bunka.go.jp/bunkacho/symbolmark/index.html>

7. 申請・実績報告

7-7. その他の注意事項 (1/2)

補助事業の内容の大幅な変更、中止・廃止など

- 補助事業の内容等の大幅な変更や中止・廃止する際には、事前の承認が必要です。
- 補助事業は、交付決定を受けた内容で実施いただくものですが、補助事業を実施する中で、補助事業の内容等の大幅な変更を希望する場合(軽微な変更を除きます)には、補助事業の交付の目的に沿った範囲内で、様式4「計画変更承認申請書」を提出し、あらかじめ(発注・契約前に)、その承認を受けなければなりません(内容によっては、変更が認められない場合もあります)。
- また、補助事業を中止・廃止しようとする場合もあらかじめ様式5「補助事業中止・廃止承認申請書」を提出する必要があります。

実績報告書の提出

- 補助金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと、補助金は受け取れません。
- 補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は2022年1月10日のいずれか早い日までに、様式8「実績報告書」、支出内容のわかる関係書類等及び補助事業で取り組んだ内容の成果物等を、事務局に提出しなければなりません。
- もし、定められた期日までに、実績報告書等の提出が事務局で確認できなかった場合には、補助金交付決定を受けていても、交付決定が取り消され、補助金を受け取れなくなる可能性がありますので、必ず期日を守ってください。
- 実績報告書を確認し、補助金の額を決定した後に、補助金をお支払いします。
- なお、希望される方は補助金の一部について交付決定後、概算払いを受けることができます。

7. 申請・実績報告

7-7. その他の注意事項 (2/2)

実際に受け取る補助金の額

- 実際に受け取る補助金は「交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。
- 補助上限額の登録において、補正基準を適用せずに「従事人員規模」により補助上限額の区分を決定している場合において、従事人員規模の実績数が、申請時の人員数よりも20%以上減っており、かつ、補助上限額の区分も下位の基準に当てはまる場合は、下位の区分に基づいて、補助上限額が減額されます。
そのため、申請時の従事人員規模の算定は、慎重に実施していただくよう、お願いします。
- 交付決定を受けていても、実績報告書等の確認時に、要件を満たしていると認められない場合や、活動内容の変更等により対象経費が減額した場合等には、交付決定額から減額されて補助金が支払われることがあります。
- また、実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出します。

8. 留意事項

8-1. 申請に当たっての留意事項 (1/4)

本補助金の申請に当たり、以下の点についてご留意ください。

交付決定の取消等

- 次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取消されることがあります。
 - (1) 補助事業者が、法令、文化芸術振興費補助金交付要綱、本募集要項等に基づく処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が補助事業に関し不正、虚偽その他不適當な行為をした場合

不正受給等に伴う申請制限について

- 申請内容もしくは報告内容に虚偽があった場合、補助金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があります。また、補助金の返還を命ぜられたときは、補助金受領日から返還日まで10.95%の加算金を加えて返還する必要があります。
- 不正の事実があり交付決定の取消となった場合は5年間、調査等を正当な理由なく拒否し交付決定の取消となった場合は2年間、文化庁の支援等へ申請制限を行います。

8. 留意事項

8-1. 申請に当たっての留意事項 (2/4)

申請できない活動・団体

□ 以下の活動は原則として補助の対象とならず、申請できません。

- 政治的又は宗教的な宣伝意図を有する活動
- 慈善事業への寄付を目的として行われる活動

□ 下記に該当する場合は、補助対象外となります。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者

補助金の支払先口座

- 補助金の振込指定口座は、事業者名義の口座のみになります。必ず申請する法人もしくは任意団体名の口座をご用意ください。
- 振込口座は、申請時に必要となりますので、予めご準備をお願いします。

8. 留意事項

8-1. 申請に当たっての留意事項 (3/4)

補助事業関係書類の保存

- 補助事業関係書類は事業終了後5年間（2027年3月31日まで）保存しなければなりません。
- 事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間（2027年3月31日まで）、事務局や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- この期間に、会計検査院による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金の交付を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

補助金適正化法に基づく交付

- 本補助金の交付は、補助金適正化法に基づき実施されます。
- 本補助金の交付は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)」に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。なお、申請に際しては、「宣誓書」において、「入力する事項に虚偽はない」旨等の宣誓をお願いしますので、事実と異なる記載内容での申請とならないよう、十分にご確認ください。
- 申請書の内容に虚偽がある場合や、法令に違反していることが明らかな場合、当該法令による罰則のほか、交付決定取消や交付済み補助金の全額返還(加算金付き)等の処分を受ける可能性があります。

8. 留意事項

8-1. 申請に当たっての留意事項 (4/4)

補助事業の公表

- 本補助事業の一覧(事業、団体の名称)を公表するほか、事業概要、補助金交付額及び実績報告についても公表することがあります。

個人情報の提供範囲・使用目的

- 事務局に提出された個人情報は、本補助事業の事務局業務の委託を受けた事業者の他、文化庁にも提供されます。
当該個人情報は、以下の目的の範囲で使用します。
 - ① 補助事業の適正な執行のために必要な連絡
 - ② 事業活動状況等を把握するための調査(事業終了後のフォローアップ調査を含みます。)
 - ③ その他補助事業の遂行

その他

- 本募集要項やウェブサイト等の案内に記載のない細部の事項については、事務局の指示によるものとします。

申請等のお問い合わせ先

ARTS for the future!事務局

「ARTS for the future!」特設Webサイト：<https://aff.bunka.go.jp/>



〒104-0045 東京都中央区築地4-1-1 東劇ビル2F

特定非営利活動法人 映像産業振興機構

TEL: 0120-510-335 FAX: 03-3543-7533

御参加ありがとうございました。

<ARTS for the future! 事務局主催 オンライン説明会>

2021年5月

- 第5回 2021年5月7日(金) 16:00~17:30(定員500名)
- 第6回 2021年5月10日(月) 16:00~17:30(定員500名)
- 第7回 2021年5月13日(木) 16:00~17:30(定員500名)
- 第8回 2021年5月14日(金) 14:00~15:30(定員500名)

お申込みの締め切りは、各回の前日17:00となります。
以降も順次開催してまいります。